

令和 7 年度
霧島市地区自治公民館長・自治会長会
霧島地区資料



霧島市 市制施行 20 周年

日時：令和 7 年 4 月 9 日 水曜日

時間：午前 9 時 30～午前 10 時 15 分

場所：霧島公民館

霧島市役所 代表電話 4 5－5 1 1 1

霧島総合支所 代表電話 5 7－1 1 1 2

地区自治公民館長、自治会長の皆様へ

皆様におかれましては、日頃から良好な地域づくりのためにご尽力いただくとともに、市政の推進にご協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

本市では、第二次霧島市総合計画で「市民とつくる協働と連携のまちづくり」を政策の柱の一つに掲げ、地区自治公民館や自治会などと、連携を図りながら市民主体のまちづくりを展開しています。

近年、地域を取り巻く環境は、少子・高齢化や過疎化の進行のほか、役員等の担い手不足など、厳しい状況にありますが、地域住民が主体となって、活力ある個性豊かな自立した地域づくりを行うことは、地域の絆を深める上で大変重要なことです。

本年度におきましても、活気あふれる地域活動の展開により、多くの市民の皆様の親睦と融和が図られ、充実した1年となりますことを願っています。

また、本年11月には、市制施行20周年という大きな節目を迎えます。

この記念すべき節目を迎えるに当たり、本市としまして、これまで以上に地区自治公民館・自治会と連携し、地域の課題解決に努め、地域の活性化のために、全力で取り組んでまいりますので、ご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和7年4月

霧島市長 中重 真一

目次

I 基本的事項について

- 1 自治組織について…………… 1
- 2 行政協力員について…………… 1
- 3 事務委託料の支払について…………… 1
- 4 文書等の配布について…………… 2
- 5 世帯数の変動に伴う連絡について…………… 2
- 6 自治会加入促進について…………… 2
- 7 自治会規約について…………… 3
- 8 地区自治公民館・自治会の法人化について… 3
- 9 自治会における個人情報取扱いについて… 3

II 地域活動について

- 10 地域に対する支援について…………… 4
 - 〈自治活動に対する支援〉
 - (1) 市制施行 20 周年事業について…………… 4
 - (2) 霧島市地域振興補助金…………… 4
 - (3) 霧島市地区活性化事業補助金…………… 5
 - (4) 地域まちづくり支援事業補助金…………… 5
 - 〈環境・衛生に対する支援〉
 - (5) ごみ置場設置費等補助金…………… 5
 - (6) 資源物分別収集推進補助金…………… 5
 - (7) ボランティア清掃で発生する刈草等の処理… 6
 - (8) ごみ出しお手伝い補助金について…………… 6
 - 〈防犯灯・防災に対する支援〉
 - (9) 防犯灯の設置及び管理…………… 7
 - (10) 自主防災組織活動用品の助成…………… 7
 - 〈健康・福祉に対する支援〉
 - (11) 地域のひろば推進事業…………… 7
 - (12) 地域見守り支援事業(通称:見守り隊)… 7
 - (13) みまもりあいアプリの活用と見守り
予行演習の実施希望…………… 8

III 地域活動に伴う保険について

- 11 行政協力員(地区自治公民館長・自治会長)
活動の災害補償について…………… 9
- 12 市民活動の災害補償について…………… 9
- 13 防火防災訓練災害補償等共済について… 9
- 14 交通災害共済の加入について…………… 9

IV お願いしたいことについて

- 15 災害に備えた自助・共助の取組について… 10
- 16 道義高揚・豊かな心推進事業について… 11
- 17 災害発生箇所の連絡について…………… 11
- 18 地域コミュニティ(簡易)無線放送について… 12
- 19 防災行政無線との接続及び電話音声案内について… 12
- 20 防災アプリ(きりしま防災・行政ナビ)の活用について(ご紹介)… 13
- 21 道路の損傷箇所の連絡について…………… 13
- 22 霧島市道路アダプト制度事業について… 13
- 23 霧島市河川景観保全アダプト(里親)制度推進事業について… 13

- 24 共同住宅等の建築事前説明について…………… 14
- 25 電波鉄塔の築造事前説明について…………… 14
- 26 民生委員・児童委員の推薦について…………… 14
- 27 移住定住促進補助金について…………… 14
- 28 空き家の適正管理について…………… 15
- 29 マイナンバーカードの取得について…………… 16
- 30 男女共同参画地区別セミナーの開催について… 16
- 31 CSと地域学校協働活動の一体的推進について…………… 16
- 32 公共施設マネジメント計画の推進について… 17
- 33 国勢調査調査員の推薦について…………… 17
- 34 会費・募金等について…………… 17

V 行政サービスに関することについて

- 35 霧島市出前講座について…………… 20
- 36 市長とふれあいミーティングについて… 20
- 37 霧島市市民サービスセンター「コア・よか」
について…………… 20
- 38 コミュニティバス(ふれあいバス)の
運行について…………… 20
- 39 デマンド交通の運行について…………… 21
- 40 市街地循環バスの運行について…………… 21
- 41 はやと循環ワゴンの運行について…………… 22
(隼人地区)
- 42 きりしま M ワゴンの運行について…………… 22
- 43 バスロケーションシステムについて…………… 22
- 44 視聴覚機器等の貸出し及び出前講座について… 23
- 45 移動図書館の巡回について…………… 23
- 46 令和 7 年度主要行事予定表について…………… 23

VI その他

- 霧島市の組織及び主な担当業務一覧…………… 24
- 自治組織体系図…………… 27
- 霧島市事務の委託に関する規則…………… 28
- 令和 7 年度自治会長文書発送日程…………… 29
- 自治会異動連絡票の記入例…………… 30
- 自治会規約(例)…………… 31
- 地区自治公民館・自治会の法人化について… 34
- 自治会における個人情報の取扱いについて… 36
- 霧島市地域振興補助金について…………… 38
- 霧島市地区活性化事業補助金について…………… 42
- 地域まちづくり支援事業の概要…………… 46
- 霧島市ごみ収集所設置費等補助金…………… 47
- 災害補償の対象となる市民活動の具体例… 47
- 道路アダプト団体募集について…………… 48
- 河川景観保全アダプト団体募集について… 49
- 空き家の適正管理について…………… 50
- 出前講座について…………… 51
- 主要行事予定表…………… 53
- 霧島市民憲章…………… 57

※変更のあった箇所及び留意点には、____が引いてあります。

I 基本的事項について

1 自治組織について

(本庁担当:市民活動推進課 共生協働推進グループ 内線 1521～1523)

(霧島地区担当:霧島地域振興課 地域振興・教育グループ 57-1112)

市の自治組織は、27 ページの「自治組織体系図」のとおり、地区自治公民館・自治会で構成され、旧市町ごとに、地区自治公民館連絡協議会が設置されています。さらに、平成 18 年 6 月には、霧島市自治公民館連絡協議会が設置され、地区自治公民館・自治会の活性化や自治会加入率の向上等に取り組んでいます。

2 行政協力員について

(本庁担当:市民活動推進課 共生協働推進グループ 内線 1521～1523)

(霧島地区担当:霧島地域振興課 地域振興・教育グループ 57-1112)

市では、28 ページの「霧島市事務の委託に関する規則」に基づき、地区自治公民館長・自治会長の皆様に行政協力員として委嘱し、地域内に関する行政事務の一部を委託しています。

3 事務委託料の支払について

(本庁担当:市民活動推進課 共生協働推進グループ 内線 1521～1523)

(霧島地区担当:霧島地域振興課 地域振興・教育グループ 57-1112)

地区自治公民館長・自治会長の皆様に対する行政事務委託料は、7月、11 月、3月の3回に分け、ご指定いただく地区自治公民館長・自治会長の個人口座、又は地区自治公民館・自治会が管理する組織の口座に振り込みます。

なお、個人口座へ振り込む行政事務委託料については、個人の収入として課税対象となり、所得税の源泉徴収を行った上で振り込むこととなりますので、マイナンバーの情報提供をお願いします。それに伴い、年明けに源泉徴収票を発行しますので確定申告の際にお使いください。ただし、行政事務委託料を地区自治公民館・自治会の組織の口座へ振り込む場合には源泉徴収は行いません。

地区自治公民館長(年額)	均等割	240,000 円	×	加入世帯数※下限・上限有
	世帯割	120 円		
自治会長(年額)	均等割	6,000 円	×	加入世帯数
	世帯割	2,640 円		

4 文書等の配布について

(本庁担当:総務課 文書法制グループ 内線 1141)

(霧島地区担当:霧島地域振興課 地域振興・教育グループ 57-1112)

市からの文書等を配布していただくのは、月2回(4月と1月は1回)です。令和7年度の文書発送日程は、29 ページをご覧ください。発送方法は、次のとおりです。

なお、ご不在のときのカバンの置場を指定される方は担当課までご連絡ください。

- ① 市の委託業者がカバン(黒色又は茶色)をご自宅に配達。
- ② ①の配達の際、委託業者が前回の配達に使用したカバンを回収。
- ③ 以降、毎月①及び②の繰り返し。

カバンの前部には、班数・世帯数を記載したカードが入っています。班数・世帯数の変動による当該カードの書換えは市が行いますので、カードは抜かずにそのままお返しください。

発送する文書には、行事の期日や申込期限等が掲載されている場合がありますので、できるだけ早めの回覧・配布をお願いします。

また、社会福祉協議会等からの依頼により、同会等の配布文書が入ることもあるので、あらかじめご了承ください。

なお、年度当初しばらくの間(4月から5月)は、配達時刻が遅れる可能性があり、委託業者の配達量の多い時期については通常よりも配達時刻が遅れることがあります。

5 世帯数の変動に伴う連絡について

(本庁担当:市民活動推進課 共生協働推進グループ 内線 1521～1523)

(霧島地区担当:霧島地域振興課 地域振興・教育グループ 57-1112)

市からの文書等の配布部数は、自治会の世帯数・班数をもとにしています。転入・転出・転居等による自治会への加入・脱退で、世帯数や班数が変動した場合には、30 ページの記入例を参考に、同封している自治会異動連絡票に記入して担当課へ提出くださるか、電話かFAX 又は、メールでの報告をお願いします。

6 自治会加入促進について

(本庁担当:市民活動推進課 共生協働推進グループ 内線 1521～1523)

(霧島地区担当:霧島地域振興課 地域振興・教育グループ 57-1112)

転入・転居者には、市民課窓口で、「自治会に加入しましょう」というリーフレットと一緒に、「自治会加入届」をお渡しし、自治会長に提出してくださるようお願いしています。その際に、お住まいになる地域の自治会名、自治会長の氏名、住所、電話番号をお知らせしていますので転入・転居者が来られましたら、ごみ出し等の自治会のルールについてご説明ください。

また、4月・5月を「自治会加入推進月間」とし、地域と市が連携しながら自治会への加入を促進しています。地域におかれましては、未加入者への日ごろからの声かけをお願いします。

7 自治会規約について

(本庁担当:市民活動推進課 共生協働推進グループ 内線 1521～1523)

(霧島地区担当:霧島地域振興課 地域振興・教育グループ 57-1112)

規約とは、自治会の目的、事業、組織、運営等についての基本的な規則を定めたものです。役員及び会員である地域住民は、この規約に従って活動することになります。

規約は、地域住民が十分な議論を重ねて作ることが大切です。他人任せにせず地域住民総出で作り上げる過程が学習活動となり、意思統一を図る良い機会ともなります。また、その後の地域活動を推進していくための結束力を強めることにもなります。

自治会規約(例)を 31～33 ページに添付していますので作成の際の参考としてください。

8 地区自治公民館・自治会の法人化について

(本庁担当:市民活動推進課 共生協働推進グループ 内線 1521～1523)

(霧島地区担当:霧島地域振興課 地域振興・教育グループ 57-1112)

地区自治公民館や自治会の団体を「法人」として取り扱うことができるようにし、団体名義での登記を可能とする制度として地区自治公民館・自治会の法人化があります。

詳しくは、34～35 ページをご覧ください。

なお、すでに法人化されている団体で、告示事項(名称、規約に定める目的、区域、事務所、代表者の氏名及び住所等)及び規約の変更のある団体は、速やかに担当課に届出をお願いします。

9 自治会における個人情報取扱いについて

(本庁担当:市民活動推進課 共生協働推進グループ 内線 1521～1523)

(霧島地区担当:霧島地域振興課 地域振興・教育グループ 57-1112)

平成 27 年 9 月に個人情報保護法が改正され、平成 29 年 5 月 30 日に全面施行されました。改正後は全ての事業者(町内会・自治会等も含む。)に個人情報保護法が適用されます。

法改正に伴い、今後注意すべき点などをまとめた「自治会における個人情報取扱いの手引き」を作成しました。概要版を 36～37 ページに添付していますのでご覧ください。また、市ホームページの自治会関係のページにも掲載していますので、ご活用ください。

なお、第三者から市に対して皆様の氏名、連絡先等の公開を求められた場合、次のようなケースでは応じることになりますのでご了承ください(同意を得ている方のみ)。

- ① 開発行為(公民館敷地への電話基地局の設置等)や工事等の実施に伴い、関係機関、民間事業から求めのあった場合
- ② 公的団体等(社会福祉協議会、子ども会、PTA等)から実施する事業の案内を行うため求めがあった場合 など

Ⅱ 地域活動について

10 地域に対する支援について

〈自治活動に対する支援〉

(1)市制施行 20 周年事業について

(担当:秘書広報課 市政推進・秘書グループ 内線 1212)

霧島市は、令和7年度に市制施行 20 周年を迎えます。

そこで、市民一体となった気運の醸成を図るため、市民団体の皆様が令和7年度に開催する事業について、「霧島市市制施行 20 周年記念」の冠を使用していただける事業を募集します。

(対象事業)

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に実施する事業

(必要な手続き)

ア 地域活性化補助金「〇〇〇のための事業」を活用して実施する事業
補助金申請の際に「霧島市市制施行 20 周年記念」と記載してください。

イ 地域活性化補助金「〇〇〇のための事業」を活用せずに独自で実施する事業
事業実施の 30 日前までに「霧島市市制施行 20 周年記念冠事業承認申請書」を秘書広報課に提出してください。また、下記二次元コードから電子申請もできます。

電子申請(鹿児島県電子申請共同運営システム)二次元コード



(2) 霧島市地域振興補助金

(本庁担当:市民活動推進課 共生協働推進グループ 内線 1521～1523)

(霧島地区担当:霧島地域振興課 地域振興・教育グループ 57-1112)

地域住民の自治活動の促進など、地域振興を図るために霧島市地域振興補助制度を設けています。補助の内容や事業の流れについては、38～41 ページをご覧ください。

原則、前年度6～7月に各地域より提出された要望に基づき、補助を行うこととなります。

事業実施の前に、必ず担当課に申請書を提出してください。

なお、地区自治公民館防犯・交通安全推進事業は算定基準として地区の人口全てを用いていますが、補助金の活用範囲は地区全体や自治会単位などと限定していません。防犯・交通安全に資する事業に広く活用してください。

(3) 霧島市地区活性化事業補助金

(本庁担当:市民活動推進課 共生協働推進グループ 内線 1521~1523)

(霧島地区担当:霧島地域振興課 地域振興・教育グループ 57-1112)

住民が互いに知恵を出し合い、創意工夫しながら、地区の活性化に意欲的に取り組む地区自治公民館・自治会を支援する制度を設けています。補助の内容や事業の流れについては、42~45 ページをご覧ください。

事業実施の前に、必ず担当課に申請書を提出してください。

(4) 地域まちづくり支援事業補助金

(本庁担当:市民活動推進課 共生協働推進グループ 内線 1521~1523)

(霧島地区担当:霧島地域振興課 地域振興・教育グループ 57-1112)

地区自治公民館を主体とした、自助・互助・公助による地域づくりに取り組んでいただくため、地域の 10 年後を見据えた「地域まちづくり計画」を作成していただくとともに、この計画に基づく地域の特性を生かしたユニークな事業「伝統芸能保存、伝承、復活、創作」「高齢者、障害者支援」「防犯・防災」「その他につながる」ための事業や地区防災計画策定の補助制度を設けています。補助の内容等については、46 ページをご覧ください。

なお、89 全ての地区自治公民館に「地域まちづくりサポーターチーム」として市職員を配置し、「地域まちづくり計画」策定のお手伝いや地区自治公民館と市をつなぐパイプ役としての活動を行っていますので気軽にお声かけください。

※(2)から(4)の事業の申請書類等はすべてホームページからダウンロード可能です。なお、印鑑をお持ちいただければ窓口で作成することもできます。なお、印鑑については浸透印で申請や実績報告等を受け付けることができませんのであらかじめご了承ください。

〈環境・衛生に対する支援〉

(5) ごみ置場設置費等補助金

(本庁担当:環境衛生課 廃棄物対策グループ 内線 1771)

(霧島地区担当:霧島市民生活課 市民福祉グループ 57-0242)

家庭から出るごみ等の収集・分別・排出の利便や清潔を保持する目的で、自治会が使用・管理するごみ置場を新設・改良する場合には費用の一部を補助します。

詳しくは、47 ページをご覧ください。

(6) 資源物分別収集推進補助金

(本庁担当:環境衛生課 廃棄物対策グループ 内線 1771)

(霧島地区担当:霧島市民生活課 市民福祉グループ 57-0242)

ごみの適正排出や減量化、リサイクルを推進し、循環社会の形成に寄与することを目的として資源物の分別収集を行う自治会に対し補助金を交付します。

●霧島地区 自治会均等割額	500 円	×	1 自治会
世帯割額	250 円	×	ごみ置場使用世帯
集団回収加算額	200 円	×	ごみ置場使用世帯数

(7) ボランティア清掃で発生する刈草等の処理

(本庁担当:環境衛生課 廃棄物対策グループ 内線 1771)

(霧島地区担当:霧島市民生活課 市民福祉グループ 57-0242)

地区自治公民館・自治会がボランティアで道路、公園等の公共施設の草刈や溝清掃を実施していただいています。その際に発生する刈草や土砂等を自治会等で収集運搬・処分することが困難な場合は、市が業者に委託し、その収集運搬・処分を行います。ボランティア清掃実施日の10日前までに担当課にボランティア清掃実施計画書を提出してください。(市民活動推進課及び霧島地域振興課へ提出する総会資料の事業計画書等とは別に収集場所の地図等を添付した計画書の事前提出が必要です。)

収集運搬を希望される場合は、収集しやすいように概ね軽トラ一台分ずつ数箇所に集積をお願いします。また、竹・木枝については1.8m程度に切って、竹と木と分けて集積してください。刈草が少量の場合は通常のごみ出しルールに従って地域のごみ収集所に出してください。

刈り草等について直接敷根清掃センターへの搬入を希望される場合は、開場日時が土曜日は午前中のみ、日曜日は原則閉場となっておりますのでご注意ください。

なお、霧島市環境保全協会ではボランティアごみ袋を作成し、各支部の窓口にて配布しています。自治会のボランティア清掃時にご活用ください。

(8) ごみ出しお手伝い補助金について

(霧島地区担当:霧島市民生活課 市民福祉グループ 57-0242)

高齢や障がいでごみ出しが困難な家庭について、自立した生活が継続できるようごみステーションまで家庭ごみの運搬等の支援に取り組む自治会に対し補助金を交付します。

自治会均等割額 3,000 円 × 1 自治会

お手伝い件数割額 500 円 × 月数 × お手伝い家庭数

〈防犯灯・防災に対する支援〉

(9) 防犯灯の設置及び管理

(本庁担当:安心安全課 交通防犯グループ 内線 1161)

(霧島地区担当:霧島地域振興課 地域振興・教育グループ 57-1112)

○防犯灯について

現在、霧島地区においては、「霧島地区防犯組合連絡協議会」の協力により、安心安全な街づくりを目的として防犯灯の設置を補助しています。新規設置及び交換・修理等を希望される自治会については、**令和7年5月28日(水)まで**に、霧島地域振興課へ別紙「防犯灯設置申請書」を提出してください。

※設置後の維持管理(電気料等)については、各自治会で負担してください。

○交通安全施設(カーブミラー・ガードレール)について

新たにカーブミラーやガードレールの設置若しくは修繕等を希望される自治会におかれましては、**令和7年5月28日(水)まで**に別紙「カーブミラー・ガードレール設置申請書」を提出してください。

※設置の場所が民有地の場合、土地使用承諾の徴取に関しては自治会側にお願いしますのでご了承ください。

(10) 自主防災組織活動用品の助成

(担当:安心安全課 防災グループ 内線 1151)

地区自治公民館等で組織する自主防災組織が、防災活動のための用品(ヘルメット、訓練用具、AED等)を整備するにあたり、(財)自治総合センターの助成を受けることができます。同センターから案内がありましたら各自治会へ班回覧等でお知らせしますので整備予定のある地区自治公民館等はお申し込みください。

なお、採択には限りがあることはご了承ください。

〈健康・福祉に対する支援〉

(11) 地域のひろば推進事業

(本庁担当:長寿介護課 長寿福祉グループ 内線 2132)

(霧島市社会福祉協議会 霧島支所 電話 64-8086)

各地区の公民館など地域の中で容易に集まれる場所で、地域住民が主体となって地区自治公民館・自治会単位での定期的な集いの場を創出し、サロン活動や健康体操など介護予防に関する活動に対し、助成・支援します。

企画・運営を身近な介護事業所等にいる、霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカーに委託することもできます。

活動に必要な経費に対し、22,500 円～100,000 円を補助します。(2事業まで申請可能)

事業実施についてのご相談は、社会福祉協議会地域福祉課または、担当課までご相談ください。

(12) 地域見守り支援事業(通称:見守り隊 旧:在宅福祉アドバイザー)

(本庁担当:長寿介護課 長寿福祉グループ 内線 2132)

(霧島地区担当:霧島市民生活課 市民福祉グループ 57-0242)

高齢者や障がい者など支援を必要とする方々への声かけ等のため、地区自治公民館長が選任、設置する「地域見守り支援員」の活動に対し、助成・支援をしています。

地域見守り支援員は、地域の実情に合わせ、地区公民館で選任・設置され、設置人数や任期などは任意となります。

具体的な活動については、支援が必要な方々への声かけ、安否確認等を行っていただき、必要に応じて、民生委員や地域包括支援センター等と連携を行っていただくことになります。

活動に対し、1 月あたり 1,000 円を助成します。

事業実施等については、担当課までご連絡ください。

(13)みまもりあいアプリの活用と見守り予行演習の実施希望

(本庁担当:長寿介護課 長寿福祉グループ 内線 2129)

(霧島地区担当:霧島市民生活課 市民福祉グループ 57-0242)

認知症等により自宅に帰れなくなった方を、スマートフォンにダウンロードした「みまもりあいアプリ」を活用し、早期に発見・保護につなげる市民参加型の見守り活動です。

このアプリの活用方法や見守り予行演習について、地区自治公民館や自治会でご希望する場合は担当課へご連絡ください。

【アプリダウンロード手順】

アプリをダウンロードします(アプリは無料です)。

App Store や Google Play、play ストアなどで「みまもりあい」と検索または以下の二次元コードからダウンロードを行います。

Android の方



iPhone の方



Ⅲ 地域活動に伴う保険について

11 行政協力員(地区自治公民館長・自治会長)活動の災害補償について

(本庁担当:市民活動推進課 共生協働推進グループ 内線 1521～1523)

(霧島地区担当:霧島地域振興課 地域振興・教育グループ 57-1112)

地区自治公民館長・自治会長の皆様が、行政協力員として市から委託されている事務を行っている時に発生した事故に対する補償を行うため、市では保険に加入しています。

万一、事故が発生した場合は、速やかに担当課にご連絡ください。

12 市民活動の災害補償について

(本庁担当:市民活動推進課 共生協働推進グループ 内線 1521～1523)

(霧島地区担当:霧島地域振興課 地域振興・教育グループ 57-1112)

市民の皆様が安心して市民活動を行えるように、市では、活動中に発生した事故に対する補償及び第三者に与えた損害を賠償するための保険に加入しています。

市民活動とは、社会教育活動、社会福祉・奉仕活動、青少年健全育成活動、地域社会活動等で、本来の職務等を離れて無報酬で行う計画的又は継続的な公益性のある活動(広く人々や地域・社会のために行われる活動)をいいます。活動例については、47 ページをご覧ください。

地区自治公民館・自治会における清掃作業等の奉仕活動については、活動計画を事前に把握する必要があることから、日時・場所等が記載されている総会資料の事業計画書の頁をコピーして、**5月7日(水)まで**に提出してください。なお、年間計画の変更及び年間計画以外で臨時の活動をされる際は、電話で結構ですので必ず前日までにご連絡ください。

万一事故が発生した場合は、速やかに担当課にご連絡ください。

13 防火防災訓練災害補償等共済について

(本庁担当:安心安全課 防災グループ 内線 1151)

(霧島地区担当:霧島地域振興課 地域振興・教育グループ 57-1112)

「防火防災訓練災害補償等共済」制度は、加入市町村等が実施した防火防災訓練で発生した不慮の事故等に対応するためのものです。地域内の自主防災組織主催の防火防災訓練も対象になりますので訓練を実施される場合は、事前に安心安全課までご連絡ください。

14 交通災害共済の加入について

(本庁担当:安心安全課 交通防犯グループ 内線 1161・1162)

(霧島地区担当:霧島地域振興課 地域振興・教育グループ 57-1112)

交通災害共済は、毎年度、一人500円の掛金で、交通事故による被害を受けた加入者(自損事故による負傷を含む)に見舞金を給付する共済制度です。

昨年末現在、本市に住所を有する方に対し、すでに納付書を発送していますので、加入していただきますようお願いいたします。

IV お願いしたいことについて

15 災害に備えた自助・共助の取組について

(本庁担当:安心安全課 防災グループ 内線 1151)

(霧島地区担当:霧島地域振興課 地域振興・教育グループ 57-1112)

(1) 自助・共助の住民啓発及び防災講座・地区防災計画策定支援について

大規模な災害が発生した場合においては、市や国・県が早期に応急活動体制を確立し実効性のある災害応急対応をする(公助)には限界があります。そこで、まず被害の拡大を防ぐためには、自分の行動によって身を守ること(自助)と、地域や近隣の人々が互いに協力し合いながら、防災活動に取り組むこと(共助)がとても重要になります。

災害発生時は、地域住民の一人ひとりが防災意識を持ち、自主的な防災活動を行うことで「自助」「共助」「公助」が有機的に連携し、「いのちを守る」ことに繋がります。住民の方々への「自助」「共助」を含めた防災意識の向上について平常時からの啓発をお願いいたします。

また、地域特性を踏まえた防災講座の開催や、地区自治公民館等が主体となって取り組む地区防災計画の策定支援に取り組んでおりますので、ぜひご活用ください。

詳細につきましては、安心安全課までお問い合わせください。

(2) 避難行動要支援者の避難支援の取組について

災害が発生し又は発生のおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、特に支援を要する方(以下「避難行動要支援者」)について、市では、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、状況の把握と避難行動要支援者名簿の作成に取り組んでいます。

各避難行動要支援者には名簿提供への同意・不同意の意思確認を行ったうえ、避難行動要支援者名簿を地区自治公民館、自治会、社会福祉協議会、消防団及び鹿児島県警等の避難支援等関係者に原則年1回提供し、地域による避難支援体制の充実を図っています。

地区自治公民館等ではそれぞれの避難行動要支援者に対して避難支援に関する個別計画の作成についてご協力をお願いします。

(3) 令和7年度市全体で取り組む地震訓練(霧島市シェイクアウト訓練)について

シェイクアウト訓練は、地震発生時に迅速かつ適切な行動を取るため、全市民を対象とした防災訓練であり、地震時に取るべき基本行動である「まず低く」「頭を守り」「動かない」を実践的に学び、防災意識を高めることを目的としています。

11月5日を基準日として、訓練開始の合図とともに基本行動をとっていただくシンプルな訓練であり、所要時間は約5分ですので、ぜひご参加ください。

(4) 令和7年度霧島市地域防災推進員養成講座について

安心・安全な市民生活を確保するためには、地域における自主防災組織の結成や防災活動を一層促進し、地域の防災力の向上を図る必要があります。このため、地域における防災活動を推進する人材を育成するため、令和6年度から霧島市地域防災推進員を養成しています。防災に関する知識・技術を学びたい方は、ぜひご参加ください。(「成人(高校生を除く)」毎年11月・「高校生以下」毎年8月実施予定)

16 道義高揚・豊かな心推進事業について

(本庁担当:市民活動推進課 道義高揚推進室 内線 1531・1533)

(霧島地区担当:霧島地域振興課 地域振興・教育グループ 57-1112)

(1) 霧島市市歌等、ふるさと霧島カルタの普及啓発

霧島市市歌、霧島市愛唱歌2曲、霧島市音頭が収録されたCD及びふるさと霧島カルタを地区自治公民館に配布していますので、引き続き地域の行事等でご活用ください。

(2) 市民憲章の啓発

市民憲章板と市民憲章ポスターを地区自治公民館に配布していますので、市民憲章の啓発をお願いします。

(3) 花いっぱい運動・花いっぱいコンクール

「花いっぱいの霧島市」をつくるため、道路脇や公園等に植えるための花苗を配付する「花いっぱい運動」や、「花いっぱいコンクール」を毎年実施しています。コンクールの受賞団体は、令和8年2月開催予定の道義高揚・豊かな心推進大会で表彰します。

参加される地区自治公民館・自治会は、申請書を提出してください。

(申請期間)

花 い っ ぱ い 運 動 :令和7年4月1日(火)～4月11日(金)

花いっぱいコンクール :令和7年4月1日(火)～6月 6日(金)

申請書は市民活動推進課・隼人地域振興課及び各総合支所地域振興課に準備しています。

(市ホームページからもダウンロード可。)

(4) 善行者表彰

ボランティア活動等を推進している個人や団体を令和8年2月開催予定の道義高揚・豊かな心推進大会で表彰します。

地区自治公民館長に候補者の推薦を依頼しますので、ご協力をお願いします。

(5) ふれあいボランティアの日

9月の第1日曜日を「ふれあいボランティアの日」と定めています。原則としてこの日の前後1か月の間に、地区自治公民館単位による一斉清掃作業等の環境美化活動の実施にご理解ご協力をお願いします。なお、活動後に報告書のみ提出してください。

17 災害発生箇所の連絡について

(市道に関すること 建設施設管理課道路維持第1・2グループ 内線 2761～2764、2767、2773)

(公園に関すること 建設施設管理課公園管理グループ 内線 2891～2892)

(河川に関すること 土木課河川港湾グループ 内線 2781～2782)

(農道、農業用施設に関すること 耕地課耕地第1・2グループ 内線 2421～2424)

(林道に関すること 林務水産課森林土木グループ 内線 2361～2363)

豪雨や台風等の自然災害による道路の損壊や農地等の被害を発見された場合は、関係各課にご連絡ください。

18 地域コミュニティ(簡易)無線放送について

(本庁担当:市民活動推進課 共生協働推進グループ 内線 1521～1523)

(霧島地区担当:霧島地域振興課 地域振興・教育グループ 57-1112)

地域のコミュニティ無線には録音機能がついている機種があります。放送時間に聞くことが出来ず、後日録音された放送を聞く方のために、放送する際は「〇月〇日の放送です。」と最初に入れて放送するようご協力ください。

19 防災行政無線との接続及び電話音声案内について

(本庁担当:安心安全課 防災グループ 内線 1151)

(霧島地区担当:霧島地域振興課 地域振興・教育グループ 57-1112)

防災行政無線(屋外スピーカー)からは、避難情報や J アラートなどの緊急放送のほか、次の音声がかかります。

- ・消防団召集のサイレン
- ・毎月第1月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)の 13 時からの試験放送
(隼人地区においては試験放送の代わりに毎日定時に時報が流れます。)
- ・行方不明者の捜索などの人命に関わるものや犯罪防止に関わる放送
- ・J アラートの全国一斉訓練放送(年に4回)

「音が途切れる」「音が鳴らない」等の故障にお気づきになりましたら安心安全課までご連絡ください。

なお、屋外スピーカーの放送内容は、電話番号 45-8600 にて、24 時間以内の放送内容を音声案内で確認できます。屋外スピーカーの放送が聞きとりにくい場合などご利用ください。

また、市の HP や防災アプリ「きりしま防災・行政ナビ」においても配信していますので、ぜひご利用ください。なお、地域の方への周知のご協力をお願いします。(通話料・通信料がかかります。)

また、地域が整備しているコミュニティ無線(屋内受信機)も防災無線と接続することにより市が発信する防災情報(日曜日 8 時 15 分)や、行政情報(霧島地区は水曜日または日曜日の午後 7 時 30 分)も取得できます。防災無線と接続していない自治会等については、接続の検討をお願いします。

20 防災アプリ(きりしま防災・行政ナビ)の活用について(ご紹介)

(本庁担当:安心安全課 防災グループ 内線 1151)

(霧島地区担当:霧島地域振興課 地域振興・教育グループ 57-1112)

「きりしま防災・行政ナビ」は、防災マップや避難所の情報といった防災情報やぐらしに関する情報を、かんたん操作でだれでも気軽に入手できるアプリです。

また、災害時は、PUSH 通知により、避難情報等が確実に入手できます。外国語や音声伝達にも対応しているため、外国人の方や障がいをお持ちの方も安心して利用することができますので、地域の方への周知のご協力をお願いします。(通信料がかかります。)



AppStore



GooglePlay

21 道路の損傷箇所の連絡について

(本庁担当:建設施設管理課 道路維持第1・2グループ 内線 2761～2764、2767、2773)

(霧島地区担当:霧島市民生活課 産業振興グループ 57-1182)

近年の交通量の増加及び舗装・側溝等の老朽化に伴う市道の穴ぼこや側溝等の損傷を把握するため、市では道路パトロールを実施し、発見した危険箇所は随時補修を行っています。このような箇所がありましたら、担当課までご連絡ください。

22 霧島市道路アダプト制度事業について

(担当:建設施設管理課 道路維持第1・2グループ 内線 2761～2764、2767、2773)

地区自治公民館や自治会、ボランティア団体等と市が連携して共生・協働により、道路の環境・景観及びその機能の維持・保全を図るための美化活動を推進するための制度です。

道路アダプト制度は、市内の主要幹線道路を対象としており、令和6年度は 87団体が道路アダプト団体として活動していただきました。令和7年度も引き続き活動団体を募集いたします。なお、制度の内容や事業の流れについては、48 ページをご覧ください。

23 霧島市河川景観保全アダプト(里親)制度推進事業について

(本庁担当:環境衛生課 環境保全グループ 内線 1761)

(霧島地区担当:霧島市民生活課 市民福祉グループ 57-0242)

地区自治公民館や自治会、ボランティア団体等と市が連携して、共生・協働による河川の美化活動等を行い、水辺の環境保全と美化活動を推進する制度です。

令和6年度 12 月時点で 159 団体が河川アダプト団体として登録されています。令和7年度は 170 団体を目標に募集いたします。

なお、制度の内容や事業の流れについては、49 ページをご覧ください。

24 共同住宅等の建築事前説明について

(担当:建築指導課 建築指導グループ 内線 2844)

市では、5戸以上の共同住宅等を建築する建築主等に対し、地域とのつながりを深めるため、建築物の高さの1.5倍以内の範囲の近隣住民及び地区自治公民館長・自治会長の皆様に対し、建築概要や建築後の駐車場・ごみステーションの利用、設置、管理方法等について、説明するよう指導しています。建築主等の説明を聞いてご協議ください。

25 電波鉄塔の築造事前説明について

(担当:建築指導課 建築指導グループ 内線 2844)

市では、高さが15メートルを超える携帯電話等の電波鉄塔を築造する築造主等に対し、周辺地域の特性及び近隣住民の住環境に十分配慮し、近隣住民との良好な関係を損なわないようにするため、当該電波鉄塔の敷地境界線からの水平距離が、高さの2倍以下の範囲の近隣住民及び地区自治公民館長・自治会長の皆様に対し、築造計画の内容の説明をするよう指導しています。築造主等の説明を聞いてご協議ください。

26 民生委員・児童委員の推薦について

(本庁担当:保健福祉政策課 政策グループ 内線 2023)

(霧島地区担当:霧島市民生活課 市民福祉グループ 57-0242)

民生委員・児童委員は、身近な福祉の窓口として、見守り活動を中心に地区自治公民館・自治会単位で地域住民の福祉の向上のための活動を行っています。そのため、その選任にあたっては、地区自治公民館長・自治会長のご協力をいただき、公民館単位で適任者をご推薦いただいています。本年度は、12月に一斉改選が行われることから、現在、6月末をめどに推薦をお願いしているところですので、ご協力をお願いします。

また、欠員が生じたときは、当該地域の地区自治公民館長に、その都度ご依頼申し上げますので適任者の推薦について、併せてご協力をお願いします。

27 移住定住促進補助金について

(担当:地域政策課 地域活性化グループ 内線 1545)

本市への移住定住を促進し活力に満ちた地域づくりを推進するため、次ページのとおり、移住定住促進補助金制度を設けています。

補助金の交付を受けるためには、自治会への加入や地域活動への参加等の条件があります。転入者・転居者から「霧島市ふるさと創生移住定住補助金【対象自治会用】の自治会加入証明書」の交付を求められた際は、ご対応の程よろしくをお願いします。

詳細につきましては、担当課にお問い合わせください。

移住者区分	補助金の種別		地域別補助金額(限度額)		補助率など
			中山間地域	市街地	
転入定住者 (市外から霧島市 への転入)	住宅取得補 助金	新築	50 万円	—	
		中古購入	30 万円	10 万円	取得に要した経費
	住宅増改築補助金		20 万円	10 万円	中山間地域 4/5 市街地 3/5
	家賃補助金		月額賃料の 3 分 の 2(上限 2 万 円)を 12 月分	—	公営住宅への入居 も補助の対象
転居定住者 (市街地から中山 間地域への転居)	住宅取得補 助金	新築	50 万円	—	
		中古購入	30 万円	—	取得に要した経費
	住宅増改築補助金		20 万円	—	中山間地域 4/5 市街地 3/5
	家賃補助金		月額賃料の 3 分 の 2(上限 2 万 円)を 12 月分	—	公営住宅への入居 も補助の対象
転入定住者	※若年・子育て加算金 (中山間地域に転入し、新築、中古 購入又は増改築した場合のみ)		30 万円	—	

※若年・子育て加算金は40歳未満の既婚者で配偶者と同居している場合、又は高校生(18 歳)以下の子供と同居している場合に支給します。

28 空き家の適正管理について

(危険空き家担当:建築指導課 建築指導グループ 内線 2844)

(空き家バンク担当:地域政策課 地域活性化グループ 内線 1544)

近年の少子高齢化や過疎化などにより、空き家が全国的な社会問題となっています。空き家が放置される状態が続くと、老朽化による倒壊や、屋根・壁が飛び散るなど、周辺に悪影響を及ぼしたり、地域のイメージを損なうことになります。

平成 26 年 11 月に、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が制定され、「空き家の所有者は、周辺に悪影響を及ぼさないよう適切な管理に努めるもの」とされています。市では、空き家の所有者に対して、適正な管理に努めるよう指導等を行っているところです。

また、一定の条件を満たした危険な廃屋の解体に対して、補助も実施するほか、使用可能な健全な空き家については、「空き家バンク」への登録を促進し、移住・定住者等に紹介いたしますので情報提供などもお待ちしております。

空き家の適正管理に関することで、何かございましたら、それぞれの担当課までご相談ください。なお、内容に応じた相談窓口につきましては、50 ページをご覧ください。

29 マイナンバーカードの取得について

(担当:市民課 窓口グループ 内線 1723)

(隼人市民サービスセンター 隼人市民福祉課市民生活グループ 内線 5041)

(溝辺総合支所 市民生活課市民福祉グループ 内線 6004)

(横川総合支所 市民生活課市民福祉グループ 内線 6314)

(牧園総合支所 市民生活課市民福祉グループ 内線 5444)

(霧島総合支所 市民生活課市民福祉グループ 内線 5712)

(福山総合支所 市民生活課市民福祉グループ 内線 6837)

(福山市民サービスセンター 内線 6600)

現在、マイナンバーカードは顔写真付きの本人確認書類の役割、住民票など各種証明書コンビニで取得できるカードとして利用されています。今後、マイナンバーカードの普及により、様々なサービスが増えてきます。

マイナンバーカードの申し込みは、通知カードに付いている申請書をご利用ください。紛失している場合や記載内容に変更がある場合は、窓口にて再発行しております。

また、窓口での申請サポートや出張申請受付も行っておりますので、ぜひご利用ください。

カード作成は国の機関で行うため、申請から交付までに1か月程かかります。余裕を持ってお手続きください。

なお、マイナンバーカードの受取りは、原則、住所地の担当窓口です。不明な点は、各窓口へお問い合わせください。

30 男女共同参画地区別セミナーの開催について

(担当:市民課 人権・男女共同参画グループ 内線 1741)

男女共同参画の視点に立った地域づくりを推進することを目的に、地区自治公民館・自治会を対象に「男女共同参画地区別セミナー」を開催しています。

セミナーでは、家庭や地域などの身近な題材で作った「男女共同参画カルタ」を使用し、楽しく男女共同参画について学びます。地域の行事等に併せての開催も可能ですので、実施を希望される地区自治公民館・自治会からのお申込みをお待ちしています

31 CSと地域学校協働活動の一体的推進について

(担当:社会教育課 社会教育グループ 内線 3813・3814)

「CS」とは、「コミュニティ・スクール」のことで、「学校運営協議会」を設置した学校を指します。「学校運営協議会」は、法律に基づき教育委員会から任命された委員が一定の権限をもって学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関です。教育委員会では、令和7年度から市内すべての小・中学校に設置します。これは、各学校にあった学校評議員会を母体として、「学校運営協議会」に発展的に移行するものです。これにより学校経営へ保護者や地域住民等の参画を得て、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むことが期待できます。あわせて、学校や地域の行事・活動に児童生徒と地域住民が参加する連携・協働の取組の「地域学校協働活動」も引き続き推進していきます。

今後も地域全体で児童生徒の学びや成長を支えるとともに、学校を核とした「地域づくり」を構築し、持続可能な地域社会を目指すためご理解・ご協力をお願いします。

32 公共施設マネジメント計画の推進について

(担当:財産管理課 財産活用グループ 内線 1333・1334)

本市では平成27年3月に策定した「霧島市公共施設管理計画」に基づき、公共建築物では総量削減や財源確保等の取り組みを推進しています。また、道路・橋梁、上下水道等の土木インフラでは、維持管理の効率化などの取り組みを推進しています。

「霧島市公共施設管理計画」(第2期実施計画前期(令和7年度から令和11年度))を着実に推進するためには、地域の皆様と行政が連携協力して取り組んでいく必要がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

33 国勢調査調査員の推薦について

(本庁担当:情報政策課統計グループ 内線 1581・1582)

(霧島地区担当:霧島地域振興課 地域振興・教育グループ 57-1112)

日本国内に居住するすべての人及び世帯の実態を明らかにする目的で、本年10月1日に国勢調査が実施されます。調査結果は、国及び都道府県・市町村における各種行政施策の立案・実施その他の基礎資料を作成するために利用されます。

今回の調査は、市内を1,156の調査区に分け、調査区ごとに調査員を配置して調査を実施します。調査にあたっては、自治会長や自治会長からの推薦者など地域の状況に精通されている方々に、調査員としてご協力をいただき行っていきたいと考えています。

前回(令和2年)の国勢調査では、805名の調査員で実施しており、今回も同程度を必要とします。

つきましては、5月下旬頃に、調査員の推薦についてご案内いたしますので、皆さまのご協力をお願いいたします。

34 会費・募金等について

下記の会費・募金の集金を自治会長の皆様をお願いしています。趣旨をご覧いただき、ご協力をお願いいたします。なお、詳細については、それぞれの担当までお問い合わせください。

<市:各担当部局>

(本庁担当:環境衛生課 廃棄物対策グループ 内線 1771)

(霧島地区担当:霧島市民生活課 市民福祉グループ 57-0242)

名称	会費	発送依頼	納入期限
霧島市環境保全協会費	1世帯200円	5月1回目の文書発送	6月30日(月)

(趣旨)

霧島市環境保全協会は、環境衛生思想の普及・啓発や生活環境の改善・向上等に関する活動を組織的に推進し、市民の福祉増進に寄与するため、不法投棄ごみの回収や地区衛生診断等、環境美化を推進する事業に積極的に取り組んでいます。

統一事業として、ごみ減量化推進のため、生ごみコンポストの補助を行っています。他にも各支部において独自のごみ減量化の商品を個別に扱い補助を行っています。詳細につきましては、担当課にお問い合わせください。

(本庁担当:林務水産課 林務水産グループ 内線 2371)

(霧島地区担当:霧島市民生活課 産業振興グループ 57-1182)

名称	発送依頼	納入期限
門松カード募金	11 月 1 回目の文書発送	12 月 19 日(金)

(趣旨)

門松カード募金は、緑の募金運動の一つとして、昭和 33 年から実施されているもので、実施当時、国土が荒廃していたため、そこから脱却し、一本でも多くの樹木を育てるために松やシイの幼木を利用していた門松をカード化したもので、生活様式の合理化や簡素化もあり、この門松カードの代替活用が増えています。

市民の皆様の募金は、県内の緑化推進に役立てられ、市内でも小中学校や各種市民団体の身近な環境緑化の推進等に役立てられています。

(本庁担当:林務水産課 林務水産グループ 内線 2371)

(霧島地区担当:霧島市民生活課 産業振興グループ 57-1182)

名称	発送依頼	納入期限
緑の募金	2 月 1 回目の文書発送	令和 7 年 4 月 30 日(水)

(趣旨)

緑の募金は、地球規模での温暖化や熱帯雨林の減少・砂漠化が憂慮される中で、国民の自発的な協力によって、学校・地区自治公民館等における身近な環境緑化や森林の育成をはじめ、国際的な貢献にも取り組んでいくことを目的としています。市民の皆様の募金は、総額の約 60%が霧島市みどり推進協議会に交付金として還元され、市内の小中学校や各市民団体の身近な環境緑化の推進等に役立てられています。

<社会福祉協議会関係>

(国分地区担当:霧島市社会福祉協議会 電話 45-1557)

(霧島地区担当:霧島市社会福祉協議会 霧島支所 電話 64-8086)

名称	発送依頼	納入期限
日本赤十字社会費	4 月 1 回目の文書発送	5 月 30 日(金)

(趣旨)

日本赤十字社は、鹿児島県内や全国で集まった会費を、医療事業・血液事業・災害救援活動・国際活動等に活用しています。また、私たちの身近なところでは、災害に遭われた世帯に対し、災害見舞金や災害物資等をお届けしています。このようなことから、毎年安定した活動資金が必要なため、自治会を通じて一人でも多くの市民の皆様に会費募集の呼びかけをしています。

名称	発送依頼	納入期限
社会福祉協議会費	4月1回目の文書発送	7月31日(木)

(趣旨)

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする公共性をもつ団体です。市民・団体・企業等に会員になっていただき、会員の皆様から納めていただいた会費を事業運営の一部に充てています。高齢者や障がい者の福祉向上や子育て支援事業、生活困窮対策事業等は、市民の皆様の参画により支えられています。

名称	発送依頼	納入期限
赤い羽根共同募金	9月2回目の文書発送	12月26日(金)

(趣旨)

心の豊かさを含めた豊かな生活を地域で実現させるためには、高齢者も障がい者も子供たちも含めて、共に生きる福祉のまちをつくっていく必要があります。

そのためには、いかに民間の社会福祉活動を支援していくかが重要です。共同募金は民間の募金であり、税金とは性格も使われ方も違い、それぞれの地域に存在する生活課題や地域課題を解決するための活動財源として位置づけられ、柔軟な使われ方ができ、迅速に地域の福祉に対処できる先駆性を持っています。

なお、昨年度から依頼文には目安金額を「500円程度」と記載しています(これまでは「500円」)。これは、「募金なのに金額を示すことはおかしい。」という意見がある一方で、今日まで幾度となく「いくら募金していいか見当がつかないので目安を示してほしい。」などの要望も寄せられているため、折衷案として「程度」という表現を用いることとするものです。引き続き、ご理解、ご協力をよろしくお願いします。

市民の皆様の募金は、各種団体の地域福祉活動支援に活用されています。

- (1) 地区自治公民館・地区社会福祉協議会活動支援事業
- (2) 霧島市老人クラブ連合会活動支援事業
- (3) 霧島市身体障害者協会連合会活動支援事業
- (4) 霧島市民生委員・児童委員協議会連合会活動支援事業
- (5) 高齢者等支援事業及び子育て支援、子ども会活動支援事業
- (6) ボランティア活動支援事業、ボランティア協力校活動支援事業、
スポーツ少年団活動支援事業
- (7) 心配ごと相談所運営事業
- (8) 災害見舞金支給事業
- (9) その他各種福祉団体活動支援事業

また、昨年度発生した能登半島地震には、共同募金から総額で約2億円余りの支援が行われました。

V 行政サービスに関することについて

35 霧島市出前講座について

(担当:秘書広報課 市政推進・秘書グループ 内線 1213)

市職員等が地域に出向き、市民の皆様には市政に対する理解を深めていただくために、10人以上のグループ・団体を対象に「霧島市出前講座」を行います。

詳しくは、51～52 ページをご覧ください。

36 市長とふれあいミーティングについて

(担当:秘書広報課 市政推進・秘書グループ 内線 1212)

市民の皆様と語り合う場を持ち、ご意見を市政に反映させていくことを目的に「市長とふれあいミーティング」を実施します。土日・祝日の昼夜を問わず、意見交換や現地調査を行います。概ね 5 名以上 20 名までのグループ等でお申し込みください。

37 霧島市市民サービスセンター「コア・よか」について

(担当:市民サービスセンター 46-1337)

国分パークプラザ2階の霧島市市民サービスセンター「コア・よか」では、年末年始を除く毎日午前 10 時から午後7時まで、住民票の写し等の各種証明書の発行、印鑑登録、市税、保育料、市営住宅使用料、交通災害共済掛金等の収納事務、国民年金の届出の一部として、資格取得届、保険料免除申請届等の受付、ひとり親家庭医療費助成申請書受付業務、一般旅券(パスポート)の交付を行っています。ただし、一般旅券(パスポート)の申請受付は、平日の午前 10 時から午後 4 時 30 分までとなります。

38 コミュニティバス(ふれあいバス)の運行について

(本庁担当:地域政策課 交通政策グループ 内線 1545)

(霧島地区担当:霧島地域振興課 地域振興・教育グループ 57-1112)

公共交通機関の利用が不便な地域の住民の方々の交通手段を確保するため、コミュニティバス(ふれあいバス)を運行しています。時刻表が必要な方は、市役所で受け取ることができます。

また、バス車内などで販売しているICカードをご利用されると両替等の手間が省けるだけでなく、積み増しされた金額の 10%のプレミアム金に加算され運賃もお得になりますのでご活用ください。

39 デマンド交通の運行について

(担当:地域政策課 交通政策グループ 内線 1543～1545)

(横川総合支所 地域振興課 内線 6306)

(牧園総合支所 地域振興課 内線 5417)

(霧島総合支所 地域振興課 内線 5811)

(福山総合支所 地域振興課 内線 6803)

各地区で予約型の乗合タクシー「デマンド交通」を運行しています。予約された方の自宅近くの乗降場所から目的地付近の乗降場所までタクシー車両がお送りします。事前に利用登録が必要です。

また、運行曜日・運行時間については地区によって異なります。各総合支所又はホームページにてご確認ください。

利用料金:1 乗車につき 200 円(小学生、障がい者 100 円)

※いきいきチケットの利用が可能です。

デマンド交通ご利用の流れ 利用したい日の前日 17 時までに、運行タクシー会社に連絡してください。

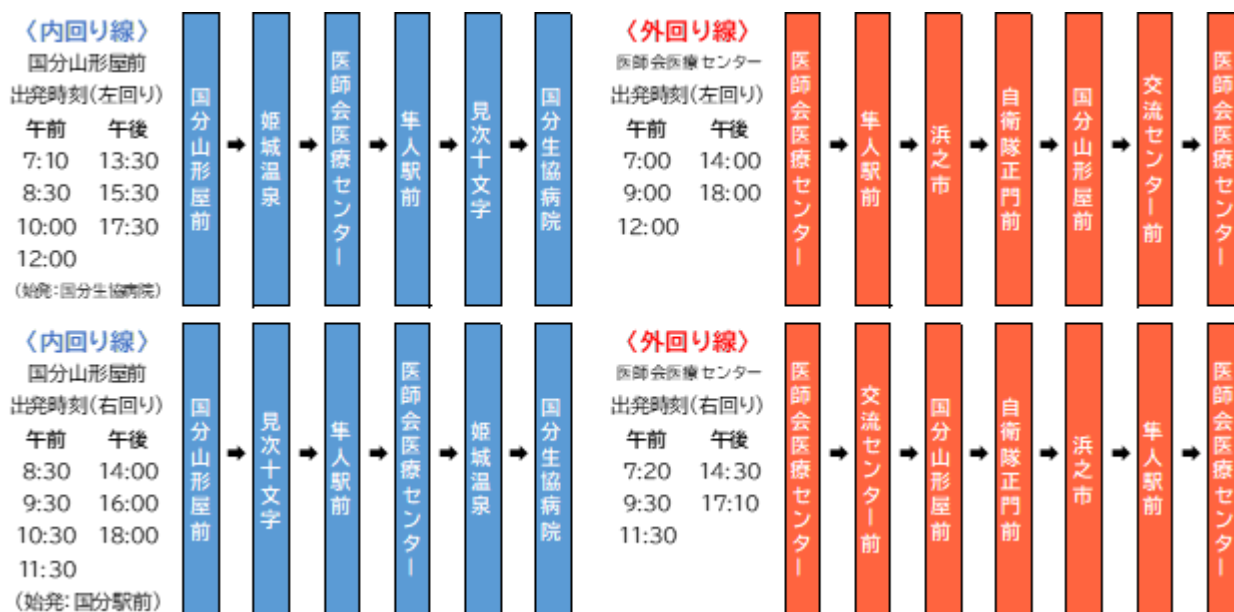


40 市街地循環バスの運行について

(担当:地域政策課 交通政策グループ 内線 1545)

国分・隼人地区内を巡る市街地循環バスを運行しています。

路線は内回り線、外回り線があり、内回り線については7時台から18時台の間、概ね1～2時間おきに運行しています。外回り線については7時台から18時台の間、概ね2～3時間おきに運行しています。普段のお出かけなどでぜひご利用ください。



※土曜・日曜・祝日は減便して運行。

※日曜・祝日は運休。

41 はやと循環ワゴンの運行について(隼人地区)

(担当:地域政策課 交通政策グループ 内線 1545)

令和3年10月から、小田、小浜、隼人塚団地や商業施設を巡る「はやと循環ワゴン」の運行を開始しました。ジャンボタクシー(定員:9人)を活用することにより、地域のニーズを踏まえたきめ細やかな運行経路となっています。ぜひご利用ください。

42 きりしま M ワゴンの運行について

(担当:地域政策課 交通政策グループ 内線 1545)

中心市街地及び溝辺・横川地域の一部で、時刻表や決まった運行路線がない予約型の乗合バス「きりしま M ワゴン」を運行しています。きりしま M ワゴンは、予約に応じて人工知能(AI)が最適な経路を導き出し、指定の停留所間を運行します。

会員登録や運行マップ、利用方法については、市役所又はホームページにてご確認ください。

	①中心市街地	②溝辺・横川(一部)地域
運行曜日	週6回(月・火・水・木・金・土)	週2回(水・金)
運行時間	8:30～16:30	8:30～16:30
運賃	中学生以上:300円、小学生 150円 障がい者/付添人・介助者1人まで:150円 未就学児:無料	



43 バスロケーションシステムについて

(担当:地域政策課 交通政策グループ 内線 1545)

市街地循環バス、はやと循環ワゴン及び妙見路線バスに「バスロケーションシステム」を導入しています。

お持ちのスマートフォンでリアルタイムに運行情報を簡単に確認することができます。ぜひご利用ください。



←バスロケーションシステムはこちら

44 視聴覚機器等の貸出し及び出前講座について

(担当:メディアセンター 内線 3072)

メディアセンターでは、社会教育団体や自主防災組織の活動に必要な視聴覚機器(ポータブルアンプ、DVD・ビデオデッキ、液晶プロジェクター、スクリーン、プレゼン用パソコン等)や著作権処理済映像教材(ビデオテープ、DVD 等)を多数保有しています。

地区自治公民館・自治会活動において視聴覚機器・教材が必要なときは、無料で貸し出しますのでご相談ください。

また、出前講座として、機材から作品まで全てメディアセンターで準備し、公民館などで行う「移動映画会(シネマ・デリバリー)」や「情報モラル講座(高齢者に対してはネット詐欺などへの対応)」を行っております。ご希望の際は、直接メディアセンターへご連絡ください。

さらに、町内会の回覧板やアンケートをデジタル化するために役立つアカウント活用基礎講座もメディアセンターで実施します。ぜひご参加ください。

45 移動図書館の巡回について

(担当:霧島市立国分図書館 内線 3053)

図書館では、本を積載した移動図書館車2台で、小学校や図書館から離れた地域で本を貸出し、図書サービスの充実を図っています。

毎月1回の巡回で、次の巡回日までの約1カ月、最大 10 冊貸出しています。文学作品だけでなく、健康や料理などの実用書も揃えています。

来年度の巡回コース検討時の参考にしたいので、図書館から離れている(概ね8キロ以上)公民館・自治会で、巡回希望がありましたら、8月末までに国分図書館へご相談ください。

46 令和7年度主要行事予定表について

令和7年度に本市で開催される主な行事を 53～56 ページに掲載していますのでご活用ください。

また、参加可能な行事については、積極的に参加してくださるようお願いします。

霧島市の組織及び主な担当業務一覧

【霧島市役所代表電話】0995-45-5111

《本庁関係》

区分	課等	直通電話	課等の場所	主な担当業務
議会事務局	議事調査課	64-0922	議会庁舎2階	本会議・委員会等に関すること、会議録の調製・保管、議会の情報公開
市長公室	秘書広報課	64-0916	本館3階	市政推進、広報誌の編集発行、市ホームページの運営、陳情・請願の受付、秘書事務、名誉市民・市民表彰、儀式等の行事
	安心安全課	64-0997	本館7階	水防・防災、火山対策、交通安全・防犯、交通災害共済
	ジオパーク推進課	64-0936	本館7階	ジオパークの推進
総務部	総務課	64-0915	本館4階	職員の配置・人材育成、情報公開、例規や文書の保存・収受、固定資産評価審査委員会、庁舎の維持管理
	財政課	64-0917	本館4階	予算の編成・執行管理、財政計画・資金計画、財政効果の調査
	財産管理課	64-0850	本館4階	公有財産の総合調整、財産の活用・処分、物品に係る入札、公用車の管理
	工事契約検査課	64-0932	別館4階	工事の検査・監督指導、工事に係る入札
	税務課	64-0884	本館1階	市民税・固定資産税・国民健康保険税等の賦課、原動機付自転車等の標識の交付
	収納課	64-0892	議会庁舎1階	市民税・固定資産税・国民健康保険税等の収納、納税相談、税に関する証明書等の交付
	隼人地域振興課	42-1112	隼人市民SC内	水防・防災、交通安全・防犯、地区自治公民館・自治会、庁舎内の連絡調整
企画部	企画政策課	64-0914	本館4階	市の総合的基本的施策の企画、市政全般の総合調整、行政改革の推進、指定管理者制度
	地域政策課	64-0952	本館4階	定住促進、中山間地域の活性化、地球温暖化対策、再生可能エネルギーに係る総合調整、ふれあいバス、空港
	情報政策課	64-0933	本館6階	情報政策の総合的な企画・調整、統計調査
	DX推進課	55-4012	本館4階	DX政策の総合的な企画・調整、社会保障・税番号制度、地域情報化の推進
市民環境部	市民活動推進課	64-0988	本館2階	部が所管する政策の総合的な企画・調整、地区自治公民館・自治会、地縁団体、NPO、市民活動（ボランティア）災害補償、国際交流
	道義高揚推進室			道義高揚の推進、ふれあいボランティア、花いっぱい運動
	環境衛生課	64-0950	本館2階	環境保全に関する普及・啓発、狂犬病予防、一般廃棄物処理、ごみの再資源化・減量化の推進、し尿処理施設・ごみ処理施設・火葬場の運営・管理
	市民課	64-0901	本館1階	戸籍、住民基本台帳、印鑑証明、埋火葬許可、人権啓発、男女共同参画、マイナンバーカードの発行
	市民サービスセンター	46-1337	パークプラザ内	戸籍・印鑑証明書・住民票等の交付、パスポートの発給、市税等の収納
	スポーツ・文化振興課	64-0710	本館2階	体育行事の開催、体育施設の管理、芸術文化の振興、市民会館の管理
	隼人市民福祉課	42-1113 42-1114 42-1115	隼人市民SC内	戸籍、住民基本台帳、印鑑証明、埋火葬許可、環境保全、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、民生委員・児童委員、児童福祉、母子・寡婦・父子の福祉、高齢者福祉、身体障害者等福祉、介護保険
保健福祉部	保健福祉政策課	64-0904	別館1階	部が所管する政策の総合的な企画・調整、民生委員・児童委員、災害救助、法外援護、医師会医療センターの管理運営
	こども政策室			こども政策の総合的な企画・調整、少子化対策
	生活福祉課	64-0962	別館2階	生活保護、生活困窮者の自立支援
	子育て支援課	64-0991	別館1階	子育て支援、児童福祉、母子・寡婦・父子の福祉、子ども医療給付、保育所、学童保育、私立幼稚園
	こどもセンター	45-4920	同センター内 (天降川小近く)	地域子育て支援センター事業
	長寿介護課	64-0704 64-0930 64-0995	別館1階	高齢者福祉、介護保険、地域支援事業
	障害福祉課	64-0855	別館1階	身体障害者福祉、知的障害・精神障害福祉
	こども発達サポートセンター	64-0925	国分保健センター内	発達障害等に関する相談・知識の普及、発達障害児等の診察・検査
	こども・くらし相談センター	64-0881	別館1階	地域福祉に係る施策の総合的な企画・調整、生活困窮者の自立支援、家庭児童相談、児童虐待防止、配偶者等からの暴力に関する対応
	保険年金課	64-0886	本館1階	国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療
	健康増進課	64-0905	別館1階	総合的な健康・生きがいづくりの推進、地域保健に関する総合的な企画・調整、予防接種、母子保健、成人保健、食育、献血
	すこやか保健センター	42-1159 42-1178	同センター内 (隼人SC近く)	予防接種、母子保健、成人保健、食育、健康づくり
農林水産部	農畜畜産課	64-0910	本館6階	部が所管する政策の総合的な企画・調整、農業振興、農業振興地域整備計画、米の生産調整、畜産業振興、市場の運営管理、有害鳥獣
	林務水産課	64-0938	本館6階	林業振興、治山事業、水産業振興、漁港の整備・維持管理
	耕地課	64-0911	本館6階	土地改良区、農道・用水路等の整備、農用地の造成・改良

霧島市の組織及び主な担当業務一覧

【霧島市役所代表電話】0995-45-5111

区分	課等	直通電話	課等の場所	主な担当業務
商工観光部	商工振興課	64-0912	別館2階	部が所管する政策の総合的な企画・調整、商工業振興、消費者行政、労働行政、雇用促進、ふるさと納税
	企業振興室	64-0903	別館2階	企業誘致、誘致企業・地場産業の経営支援
	観光PR課	64-0895	別館2階	観光政策の総合的な企画・調整、観光客の誘致、観光宣伝、観光イベント、シティセールス、特産品、観光の振興、スポーツキャンプ
	商工観光施設課	55-1358	別館2階	商工観光施設の整備及び管理運営、国立公園、関平温泉・関平鉱泉所
建設部	建設政策課	64-0987	本館5階	部が所管する政策の総合的な企画・調整、用地取得
	建設施設管理課	64-0971	本館5階	道路・橋梁の維持補修、公園の維持管理、道路の認定・占用、市道境界立会い
	土木課	64-0907	本館5階	道路・橋梁等の設計・整備、河川の指定・占用、港湾
	スマートインター対策室			スマートインターチェンジに係る総合的な企画及び調整
	建築住宅課	64-0909	本館2階	市営住宅の建設・維持管理、市営住宅の入居、市営住宅の使用料の徴収
	建築指導課	64-0954	本館2階	建築確認申請、道路位置の指定
	都市計画課	64-0908	本館5階	都市計画、都市景観、屋外広告物、公園・緑地の整備、開発行為、土地売買の届出、中心市街地の活性化
	区画整理課	64-0989	本館5階	土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業
消防局	総務課	64-0431	消防局内	消防本部所管事務の総合調整、経理、消防車両の整備・運用・管理
	警防課	64-0432	消防局内	火災・災害の警戒・防御、救急救助の普及啓発、救急救助事務、消防団事務
	予防課	64-0433	消防局内	火災予防企画対策、消防協力団体の育成指導、危険物・煙火消費等許可取締指導
	情報司令課	-	消防局内	通報受付、出動指令、消防情報の収集
	中央消防署	64-0434	消防局内	予防事務、警防事務、災害の警戒警備防御、防火防災安全指導、救急業務、火災予防対策等
	北消防署	78-2657	同署(牧園)	予防事務、警防事務、災害の警戒警備防御、防火防災安全指導、救急業務、火災予防対策等
-	会計課	64-0913	議会庁舎1階	現金・有価証券の出納・管理、決算の調製
上下水道部	上下水道総務課	42-3518	隼人市民SC内	上下水道事業等の総合企画運営、上下水道料金等に関すること
	水道工務課	42-3501	隼人市民SC内	水道施設の整備・維持管理、水質管理
	下水道工務課	42-1143	隼人市民SC内	下水道施設の整備・維持管理
教育部	教育総務課	64-0706	別館3階	部が所管する政策の総合的な企画・調整、教育行政の広報等、教育施設の整備・維持管理、奨学資金
	学校教育課	64-0707	別館3階	教育職員の人事管理、教育職員の研修、通学区域の設定、就学事務、幼児教育、学校体育保健
	教育DX推進室			教育DXの推進
	学校給食課	55-1513	別館3階	学校給食施設・学校給食センターの管理、学校給食費の公会計化
	社会教育課	64-0708	別館3階	生涯学習・青少年教育の推進、公民館の維持管理、人権教育の推進、文化財の保護
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	64-0709	別館3階	各種選挙・最高裁判所裁判官国民審査、住民投票・国民投票に関すること
監査委員	監査委員事務局	64-0928	本館7階	定期監査・決算審査、住民監査請求、公平委員会
農業委員会	農業委員会事務局	64-0929	本館7階	農地法等に基づく許認可申請・諸証明等、農業者年金

霧島市の組織及び主な担当業務一覧

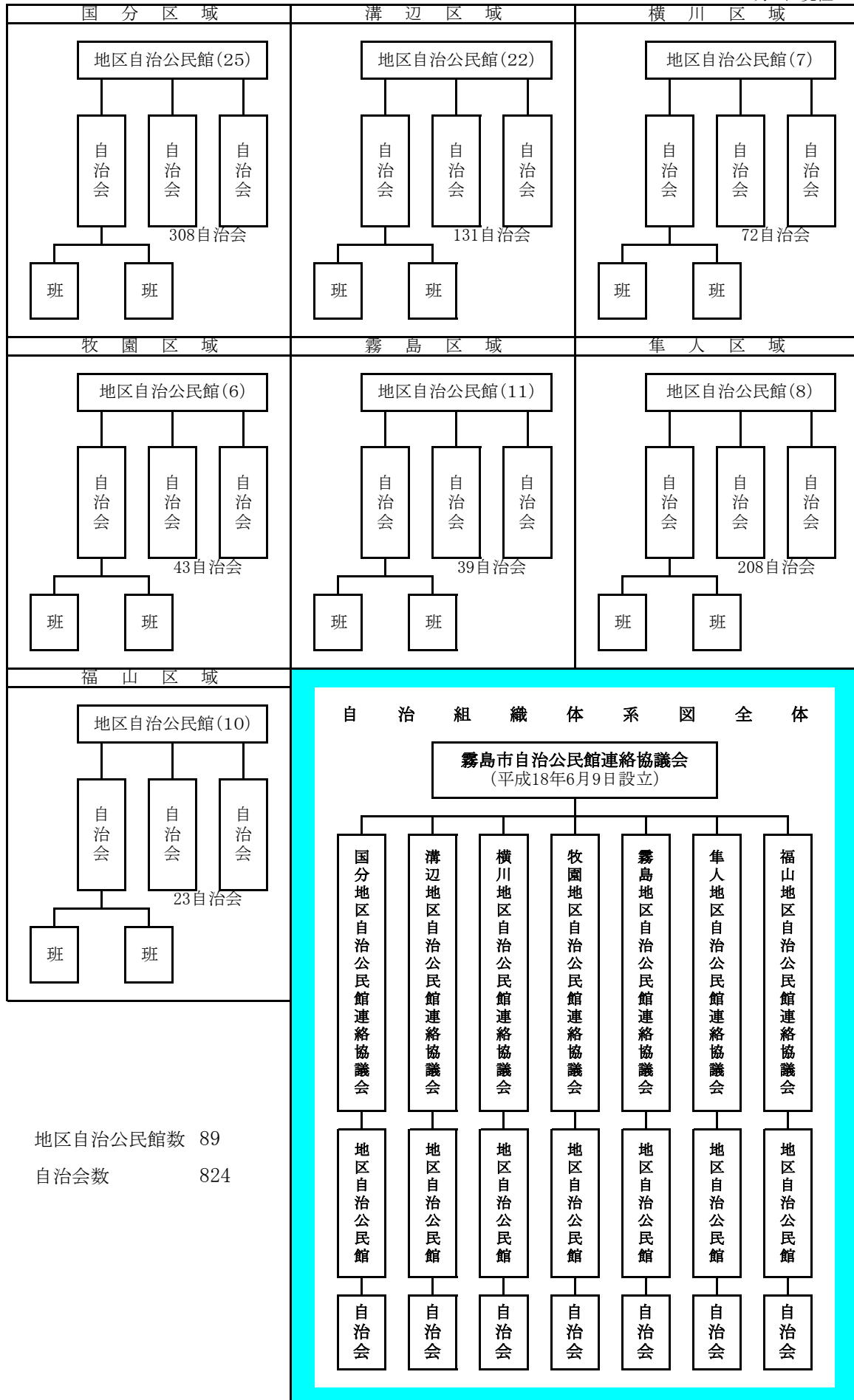
【霧島市役所代表電話】0995-45-5111

《総合支所関係》

区分	課等名	直通電話	課等の場所	主な担当業務
溝辺総合支所	地域振興課	59-3115	同支所内	総合支所内の連絡調整、庁舎・公用車の管理、本庁との文書連絡、情報公開、防災、交通安全・防犯、選挙、地区自治公民館・自治会、空港関係、ケーブルテレビの運営、中山間地域の活性化、スポーツ・文化の振興、市税等の徴収・収納、納税相談、税等に関する諸証明書の交付 教育行政の広報・相談、奨学資金、青少年教育、人権教育、生涯学習、公民館の管理運営
	市民生活課	59-2923	〃	戸籍、住民基本台帳、印鑑証明、埋火葬許可、環境保全、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、民生委員・児童委員、児童福祉、母子・寡婦・父子の福祉、高齢者福祉、身体障害者等福祉、介護保険、予防接種、母子保健、成人保健
		59-2935		農業振興、林業振興、農業委員会事務、農業用施設等の維持管理、市道の維持管理、市営住宅の入居・住宅使用料の徴収
横川総合支所	地域振興課	72-0582 72-0587	同支所内	総合支所内の連絡調整、庁舎・公用車の管理、本庁との文書連絡、情報公開、防災、交通安全・防犯、選挙、地区自治公民館・自治会、中山間地域の活性化、スポーツ・文化の振興、市税等の徴収・収納、納税相談、税等に関する諸証明書の交付 教育行政の広報・相談、奨学資金、青少年教育、人権教育、生涯学習、公民館の管理運営
		72-1596		
	市民生活課	72-0512 72-0513	〃	戸籍、住民基本台帳、印鑑証明、埋火葬許可、環境保全、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、民生委員・児童委員、児童福祉、母子・寡婦・父子の福祉、高齢者福祉、身体障害者等福祉、介護保険、予防接種、母子保健、成人保健
		72-0591 72-0589		農業振興、林業振興、農業委員会事務、農業用施設等の維持管理、市道の維持管理、市営住宅の入居・住宅使用料の徴収
牧園総合支所	地域振興課	76-2701	同支所内	総合支所内の連絡調整、庁舎・公用車の管理、本庁との文書連絡、情報公開、防災、交通安全・防犯、選挙、地区自治公民館・自治会、中山間地域の活性化、スポーツ・文化の振興、市税等の徴収・収納、納税相談、税等に関する諸証明書の交付 教育行政の広報・相談、奨学資金、青少年教育、人権教育、生涯学習、公民館の管理運営
	市民生活課	76-2713	〃	戸籍、住民基本台帳、印鑑証明、埋火葬許可、環境保全、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、民生委員・児童委員、児童福祉、母子・寡婦・父子の福祉、高齢者福祉、身体障害者等福祉、介護保険、予防接種、母子保健、成人保健
		76-2710		農業振興、林業振興、農業委員会事務、農業用施設等の維持管理、市道の維持管理、市営住宅の入居・住宅使用料の徴収
霧島総合支所	地域振興課	57-1112 57-1113	同支所内	総合支所内の連絡調整、庁舎・公用車の管理、本庁との文書連絡、情報公開、防災、交通安全・防犯、選挙、地区自治公民館・自治会、中山間地域の活性化、スポーツ・文化の振興、市税等の徴収・収納、納税相談、税等に関する諸証明書の交付 教育行政の広報・相談、奨学資金、青少年教育、人権教育、生涯学習、公民館の管理運営
	市民生活課	57-0103 57-0242	〃	戸籍、住民基本台帳、印鑑証明、埋火葬許可、環境保全、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、民生委員・児童委員、児童福祉、母子・寡婦・父子の福祉、高齢者福祉、身体障害者等福祉、介護保険、予防接種、母子保健、成人保健
		57-1182 57-3614 57-1131		農業振興、林業振興、農業委員会事務、農業用施設等の維持管理、市道の維持管理(本庁道路維持グループへ)、市営住宅の入居・住宅使用料の徴収、温泉供給事業の運営管理
福山総合支所	地域振興課	56-2012	同支所内	総合支所内の連絡調整、庁舎・公用車の管理、本庁との文書連絡、情報公開、防災、交通安全・防犯、選挙、地区自治公民館・自治会、中山間地域の活性化、スポーツ・文化の振興、市税等の徴収・収納、納税相談、税等に関する諸証明書の交付 教育行政の広報・相談、奨学資金、青少年教育、人権教育、生涯学習、公民館の管理運営
	市民生活課	56-2113	〃	戸籍、住民基本台帳、印鑑証明、埋火葬許可、環境保全、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、民生委員・児童委員、児童福祉、母子・寡婦・父子の福祉、高齢者福祉、身体障害者等福祉、介護保険、予防接種、母子保健、成人保健
		56-2116 56-2122		農業振興、林業振興、農業委員会事務、農業用施設等の維持管理、市道の維持管理、市営住宅の入居・住宅使用料の徴収
	福山市民サービスセンター	55-2739	同センター内 (旧福山町役場)	戸籍、住民基本台帳、印鑑証明、国民年金・国民健康保険・後期高齢者医療の受付、交通災害共済請求申請の受付、税等に関する諸証明書の交付

自治組織体系図

4月1日現在



地区自治公民館数 89

自治会数 824

霧島市事務の委託に関する規則

平成 17 年 11 月 7 日

規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、霧島市政の円滑な運営を図るため、各地区自治公民館長又は各地区自治公民館（以下「各地区自治公民館長等」という。）及び各自治会長又は各自治会（以下「各自治会長等」という。）に、当該区域内に関する行政事務（以下「事務」という。）の一部を委託することについて必要な事項を定めるものとする。

(行政協力員)

第 2 条 市長は、事務の委託に際し、各地区自治公民館長及び各自治会長を行政協力員として委嘱する。

(委託する事務)

第 3 条 委託する事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 各地区自治公民館長等に委託する事務

- ア 地区自治公民館活動の推進に関すること。
- イ 各種調査報告に関すること。
- ウ 各種行事その他周知事項の伝達に関すること。
- エ 住民から市への連絡事項及び要望事項の伝達に関すること。
- オ その他市長が特に依頼する事務に関すること。

(2) 各自治会長等に委託する事務

- ア 自治会活動の推進に関すること。
- イ 公文書その他諸通知書の配布に関すること。
- ウ 各種調査報告、申告書等の取りまとめに関すること。
- エ 各種行事その他周知事項の伝達に関すること。
- オ 諸証明の基礎事実の認定に関すること。
- カ 住民から市への連絡事項及び要望事項の伝達に関すること。
- キ 自治会内の世帯数に異動が生じた際の連絡に関すること。
- ク その他市長が特に依頼する事務に関すること。

(委託する期間)

第 4 条 事務委託の期間は 1 年とし、その年の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

(委託料等)

第 5 条 委託料は市長が別に定める。

2 委託料は行政協力員又は行政協力員の属する地区自治公民館若しくは自治会に支払うものとする。

(委任)

第 6 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

この規則は、平成 17 年 11 月 7 日から施行する。

令和 7 年度自治会長文書発送日程

月	月日	曜日	月日	曜日
4月	4月11日	金		
5月	5月13日	火	5月27日	火
6月	6月10日	火	6月24日	火
7月	7月8日	火	7月23日	水
8月	8月5日	火	8月19日	火
9月	9月9日	火	9月25日	木
10月	10月15日	水	10月28日	火
11月	11月11日	火	11月26日	水
12月	12月9日	火	12月23日	火
1月	1月14日	水		
2月	2月10日	火	2月25日	水
3月	3月10日	火	3月24日	火

※ 4 月・ 1 月は月 1 回、その他は月 2 回（原則として第 2 ・ 第 4 の火曜日）の発送
としています。

自治会異動連絡票の記入例

◇ 下の様式にある①から⑧の箇所を記入して提出してください。

- ① 日 付
- ② 自治会名
- ③ 自治会長名
- ④ 世帯主氏名
- ⑤ 世帯人員
- ⑥ 住 所
- ⑦ 理 由
- ⑧ 自治会世帯配布文書部数、自治会班回覧文書部数

◇ 連絡票が足りなくなりましたら、
霧島総合支所地域振興課までご連絡ください。

自治会異動連絡票（①から⑧の箇所を記入）

① 〇〇年〇〇月〇〇日

霧 島 市 長 殿

（霧島総合支所 地域振興課扱い）

② 〇〇 自治会

次のとおり異動がありましたので、連絡します。

③自治会長名 〇〇 〇〇

④ 世 帯 主 氏 名	⑤ 世 帯 人 員	⑥ 住 所	⑦ 理 由 （該当を○で囲む）
霧島 太郎	2	霧島市霧島田口1-1	加入・脱退・転出・転居・その他（ ）
田中 花子	2	霧島市霧島田口2-2	加入・脱退・転出・転居・その他（ ）
			加入・脱退・転出・転居・その他（ ）
			加入・脱退・転出・転居・その他（ ）
			加入・脱退・転出・転居・その他（ ）

⑧異動後の自治会世帯配布文書部数は（50）部となりました。

異動後の自治会班回覧文書部数は（4）部となりました。

※霧島地域振興課課処理欄
受付印

電算		台帳		連絡		表	
----	--	----	--	----	--	---	--

〇〇〇自治会規約（例）

（目的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

（1）回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡に関する事。

（2）美化・清掃等区域内の環境の整備に関する事。

（3）集会施設の維持管理に関する事。

（4）区域内の防犯防災に関する事。

（5）・・・・・・・・・・。

（6）・・・・・・・・・・。

（名称）

第2条 本会は、〇〇〇自治会と称する。

（区域）

第3条 本会の区域は、霧島市〇〇〇〇町△番×号から△番××号までの区域とする。

（事務所）

第4条 本会の事務所は、霧島市〇〇町△番×号（会長の自宅）に置く。

※会長宅を限定するものではありません（自治会の館も可）。

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

（会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

第7条 本会に入会しようとする者は、入会する旨を会長に申し出なければならない。

（退会等）

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとす。

（1）第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

（2）本人より会長に退会する旨の申し出があった場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

（役員の種別）

第9条 本会に、次の役員を置く。

（1）会長 1人

（2）副会長〇人

（3）その他の役員 〇人（書記、会計、班長等）

（4）監事〇人

(役員の選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(役員の報酬)

第13条 役員の報酬については、総会で決定する。

(会議)

第14条 本会の会議は、総会と役員会の二種とする。

(総会)

第15条 総会は、会員をもって構成し、会長が招集する。

2 総会は、この規約に定めるもののほか、次の各号に定める事項を議決する。

(1) 規約の制定、改正及び廃止

(2) 事業報告の承認及び事業計画の決定

(3) 予算の決定決算の承認及び予算の決定

(4) その他本会の運営に関する重要な事項

3 次の各号の一に該当する場合は、臨時に総会を開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 全会員の○分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

- 4 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。
- 5 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない
- 6 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第16条 役員会は、監事を除く、役員によって構成し、会長が必要と認めるとき、招集するものとする。

2 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(事業計画及び予算)

第17条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第18条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

(委任)

第20条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この規約は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

地区自治公民館・自治会の法人化について

(担当：市民環境部 市民活動推進課 共生協働推進グループ)

以前、地区自治公民館・自治会（以下「自治会等」という。）が保有している不動産（土地・建物等）については、自治会等の名義による登記ができなかったことから、例えば、個人名義人の死亡や転出などにより自治会等の構成員でなくなった場合、名義変更や相続などといった財産上の種々な問題が生じていました。

こうした問題を解決するため、平成3年4月の地方自治法の一部改正により、自治会等が一定の手続きのもとに法人格を取得することで、自治会等の名義で不動産登記ができるようになりました。

表決権の行使の電子化も可能となりました。規約の見直しを行い、「電磁的方法も可」と規定すれば、電子メール等で表決することも可能となります。

不動産等の保有の有無に関わらず、地域的な共同活動を円滑に行うことを目的として、認可を受けることが出来るようになりました。

また、認可地縁団体が解散したときの清算人による債権者に対する債権の申出の催告に関する公告については、その回数が三回から一回となりました。

同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することが可能となりました。

【法人格を取得するための認可の要件】

自治会等が法人格を取得するためには、市長の認可が必要です。

認可の要件としては、次のとおりです。

- (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理など地域的な共同活動を行っていること。
- (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- (3) その区域に住所を有するすべての者は、構成員となることができるものとし、その相当数（区域の住民の過半数）の者が現に構成員となっていること。
- (4) 規約を定めていること。

自治会等の中には規約を定めていない団体もあるかと思いますが、法人格を得る上では規約を定めて、組織の管理運営方法を明確にする必要があります。なお、規約には、組織の目的、名称、区域、主たる事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項を定めなければなりません。

【認可申請に必要な書類】

- ☐認可申請書
- ☐規約
- ☐構成区域図（団体の区域がわかる地図）
- ☐認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
 - ・総会の議事録の写しで議長及び議事録署名人2名の署名、捺印のあるもの
- ☐構成員の名簿
- ☐地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
 - ・現年度分の事業計画書及び予算書等
 - ・前年度分の事業経過報告書及び決算書等
- ☐申請者が代表者であることを証する書類
 - ・承諾書

※申請書等は、市民活動推進課及び各地区総合支所地域振興課に用意してあります。

また、霧島市ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。
(霧島市ホームページ>くらし>自治会・市民活動>地区自治公民館・自治会>「地縁による団体」の法人化)

【認可までの手続きの手順】

1 団体の法人化について検討

同時に市民活動推進課、各地区総合支所地域振興課までご相談ください。



2 団体の総会を開催

- ・法人化の意志決定
- ・認可必要事項の議決
 - 規約の決定
 - 構成員の確定
 - 代表者の決定
 - 保有する資産の確定（資産がある場合のみ）

法人格を得るための認可申請を行うにあたっては、当該団体の規約に基づき招集された総会において、認可申請する旨の議決を行う必要があります。



3 認可申請書類の作成・提出

必要書類を作成し、国分・隼人地区の団体は市民活動推進課、その他の地区の団体は各地区総合支所地域振興課まで提出してください。



4 認可についての審査



5 市長による認可告示

自治会における 個人情報の取扱いについて

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）が改正され、平成29年5月30日に全面的に施行されたことにより、自治会を含む個人情報を扱う全ての事業者が、個人情報保護法のルールに沿った個人情報の適正な取扱いを求められることとなりました。

個人情報保護法とは？

個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めた法律です。



個人情報とは？

生存する個人に関する情報で、特定の個人が識別できる情報のことです。具体的には、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、家族構成、職業等になり、生年月日や性別など、それだけでは個人が識別できなくても、他の情報と組み合わせることで個人を識別できるものも個人情報となります。

個人情報は、ルールを守り、慎重かつ適正に取り扱いましょう！

個人情報を取り扱う際の注意点

① 個人情報を取得しようとする場合

- 個人情報を取得しようとする際は、あらかじめ利用目的を明確にし、本人から直接取得しましょう。
- 必要な個人情報の内容を決めましょう。



② 個人情報を利用する場合

- 自治会が取得した個人情報は、取得の際に定めた利用目的に沿って利用しましょう。
- 定めた利用目的以外の用途で個人情報を利用する場合は、あらかじめ本人への同意を得ましょう。

③ 個人情報を管理する場合

- 集めた個人情報は、漏えいの防止が必要です。情報を提供する会員が安心できるよう、管理等についてのルールをつくりましょう。



④ 個人情報を第三者に提供する場合



- 個人情報を提供することに対して、あらかじめ、本人の同意を得ることが必要です。また、提供した日・提供先は、記録に残しましょう。

(国分地区担当:市民活動推進課 共生協働推進グループ 内線 1521~1523)

(霧島地区担当:霧島地域振興課 地域振興・教育グループ 57-1112)

地域住民の自治活動の促進など、地域振興を図るために霧島市地域振興補助制度を設けています。

<手続きの進め方>

前年度7~8月に要望を提出され、本年度実施可能となった団体へ、担当課から通知をお送りします。

申請人は館長、自治会長、管理者です。



補助金申請に関する書類を担当課へ請求してください。



見 積

業者から見積書をもらってください。
(原則として2者以上の見積が必要です)



申 請

必要な書類をそろえて、補助金等交付申請書を担当課に提出してください。



審査決定

書類を審査し、補助金等交付決定通知を送付いたします。



着 手

補助金等交付決定通知が届いたら、業者に連絡して工事(又は物品の購入)に取りかかってください。
着工前の写真を必ず撮ってください。

※注意事項

原則、地域まちづくり計画に基づく事業とします。

事業実施の前に、必ず申請書を提出してください。

申請に関する書類への押印は、すべて同じ印鑑をご使用ください。

なお、工事を済ませてからの申請は、補助の対象となりませんのでご注意ください。

また、完成が3月に入る場合は、事前にお知らせください。

着工されたら工事着手報告書を担当課に提出してください。
(不要の場合もあります)



完成報告

完成したら次の関係書類を担当課に提出してください。

- ・ 工事完成報告書
- ・ 検査調書(不要の場合もあります)



検 査

担当課で確認検査を行います。
立合いが必要な時は、連絡いたします。
次の関係書類を担当課に提出してください。

- ・ 実績報告書
- ・ 事業実績書及び収支精算書
- ・ 完成写真等
- ・ 支払領収書
- ・ 補助金等交付請求書

検査終了後、補助金額をお支払いします。
補助金額の立替え払いができない場合は、補助金の概算払いをいたしますので、事前に担当課にご相談ください。



補助金等確定通知を送付いたします。



支 払

補助金を指定された方法で、口座振込み又は現金払いします。

霧島市地域振興補助金の対象事業

事業名	補助対象者 及び 補助率	限度額等 (年度)	補助対象経費又は算定方法	
地区自治公民館等の集会施設等整備事業	地区自治公民館及び自治会 60%以内	1 地区 1,000万円	集会施設の新築（建て替えを含む）	補助単価に建築面積を乗じて得た補助基準額に対し、 (1) 1,000万円までは6割以内 (2) 1,000万円を超える場合 2,000万円を限度として、1,000万円までは(1)の規定を適用し、1,000万円を超える金額に対しては4割以内で補助する。 ただし、補助単価は1㎡当たり101,300円とし、実施単価が補助単価を下回る場合は、補助単価に替えて実施単価を用いて補助基準額を算定する。 なお、自然災害や事故等による復旧工事を実施する場合、火災保険等による補償があるときは、総事業費から火災保険金を差引いた額を用いて実施単価を算定する。 1 建築本体工事 2 電気・ガス・給排水衛生設備工事
		1 地区 600万円	1 申請あたり5万円以上で、次に掲げるものに関する経費。なお、自然災害や事故等による復旧工事を実施する場合、火災保険等による補償があるときは、総事業費から火災保険金を差引いた額を1申請あたりの額とする。	
			集会施設の増改築、修繕及び白あり駆除	1 建築本体工事 2 電気・ガス・給排水衛生設備工事
			集会施設及び倉庫の敷地整備	1 造成工事 2 擁壁工事 3 舗装工事 4 排水施設工事 5 階段・スロープ・手すり工事 6 塀・フェンス工事 7 立木伐採 8 上記のことに関する診断
			集会施設に必要な備品の購入・修繕	1 冷暖房機 2 照明機器 3 放送設備（屋外を含む。） 4 視聴覚・OA機器（テレビ台・アンテナを含む。） 5 カラオケ機器（ソフトを除く。） 6 調理用流し台・調理台 7 ガスコンロ・レンジ・オーブン・炊飯器・冷蔵庫 8 給湯器 9 暗幕・舞台幕・カーテン 10 カーペット・畳・網戸 11 机・椅子 12 黒板・白板 13 収納棚 14 テントセット（文字入れ含む。） 15 掃除機 16 刈払機、ブロア、芝刈機、噴霧器（作業告知・注意喚起用立て看板等含む） 17 消防用設備（消火器含む） 18 発電機
			倉庫、炊事場、屋外便所、舞台の新築、増改築、修繕、移築及び白あり駆除	1 建築本体工事 2 電気設備工事 3 給排水衛生設備工事 (既製品の購入・据え付けを含む。舞台の一時的な築造・レンタル・組立・解体費用等は除く。)

霧島市地域振興補助金の対象事業

事業名	補助対象者 及び 補助率	限度額等 (年度)	補助対象経費又は算定方法	
地区自治公民館等の集会施設等整備事業 (前頁から続き)	地区自治公民館及び自治会 60%以内	1 地区 600万円	掲示板の新設、修繕、移設	1 工作物本体工事 2 電気設備工事 (既製品の購入・据え付けを含む。)
			集会施設、倉庫、炊事場、屋外便所、舞台、その他集会施設に附属する施設及び設備の撤去	1 本体取壊工事 2 土工事
スポーツ施設等整備事業	地区自治公民館及び自治会 60%以内	1 地区 200万円	1 申請あたり 5 万円以上で、次に掲げるものに関する経費	
			運動広場の整備	1 造成工事 2 擁壁工事 3 排水施設工事 4 立木伐採
			運動広場に附属する施設及び設備の新設、増設、撤去及び補修	1 夜間照明施設工事 2 塀、フェンス工事 3 バックネット工事 4 水飲場工事 5 便所工事 6 階段・スロープ・手すり工事 7 体育倉庫工事 8 休憩所工事 (既製品の購入・据え付けを含む。) 9 その他附属する施設及び設備の安全対策のために実施する撤去工事
	地区自治公民館及び自治会 50%以内	1地区 20万円	スポーツ振興備品の購入	スポーツの振興に必要な備品
※ただし、本事業に係る補助金合計額の限度額等(年度)は1地区200万円とする。				
簡易給水施設等整備事業	施設の設置者又は管理者 80%以内 (ただし、市水道事業区域内については、60%以内とする。)※		1 申請あたり10万円以上で、次に掲げるものに関する経費	
	施設の設置者又は管理者 60%以内		施設の新設及び補修	次に掲げる施設整備に要する資材費、工事費及び検査費 (家庭用引込施設を除く。) 1 取水施設 2 貯水施設 3 配水施設 4 導水施設 5 送水施設 6 浄水施設 7 安全対策工事(フェンス工事) 8 水質検査(井戸等を新たに設置する場合、飲用井戸等衛生対策要領に基づくもの。)
			施設の撤去	
	施設の設置者又は管理者 80%以内 (ただし、市水道事業区域内については、60%以内とする。)※		維持管理	各施設の清掃に係る経費(ただし、清掃のみの場合は1申請あたり1万円以上のも
※市水道事業区域外で、かつ、当該施設に係る給水世帯数が20世帯未満である場合は、次の方法により補助金額又は補助率を算定する。 ・通常の算定方法によったとき、当該施設の管理組合等の構成員1世帯当たりの自己負担額が5万円を超え10万円以下となるとき。 補助金額＝補助対象経費－(管理組合等の構成員に係る世帯数×5万円) この場合において、当該管理組合等の構成員に営利を目的として給水設備を利用している世帯が存在する場合、上記の算定式において当該世帯の負担額は10万円とする。 ・通常の算定方法によったとき、当該施設の管理組合等の構成員1世帯当たりの自己負担額が10万円を超えるとき。 補助率を90%とする。				

霧島市地域振興補助金の対象事業

事業名	補助対象者 及び 補助率	限度額等 (年度)	補助対象経費又は算定方法	
共同墓地環境 整備事業	施設の管理者 50%以内	1 申請 50万円	安全対策事業	墓地内の安全対策に要する経費で、1 申請 あたり5万円以上の次に掲げるもの 1 立木伐採 2 階段・スロープ・手すり工事 3 舗装工事 4 擁壁工事 5 フェンス工事 6 その他安全対策のために実施する工事
		1 申請 200万円	災害復旧・防 除事業	暴風、豪雨、洪水、地震その他の自然災害 による墓地内の被害の復旧工事またはその まま放置すると災害に発展する可能性の高 い箇所について未然に被害を防止する工事 のうち、1 申請あたり5万円以上のもの
無線・有線放 送施設整備事 業	地区自治公民 館 100%以内	原則として、 1 地区自治公 民館に1 簡易 無線基地局と する。	1 申請あたり1 万円以上で、次に掲げるものに関する経費 のうち、市長が必要と認めたもの	
			防災行政無線 と接続するも の、又は接続 しているもの	1 簡易無線基地局 簡易無線基地局の新設、更新、補修、移設及 び撤去に係る経費 (既存の簡易無線基地局の撤去を含む。) 2 簡易無線中継局 簡易無線中継局の新設、更新、補修、移設及 び撤去に係る経費 (既存の簡易無線中継局の撤去を含む。) 3 屋内受信機施設 簡易無線基地局の新設、更新及び移設に伴う 屋内受信機施設の設定の変更 4 諸経費 簡易無線基地局及び中継局に関するもの
	地区自治公民 館及び自治会 60%以内		無線・有線放送施設の新設、更新、増設、補修、移設（基 地局のみ）及び撤去に係る経費で1 申請あたり1 万円以上 のもの	
地上デジタル 放送施設整備 事業	施設の設置者 又は管理者 60%以内	1申請 50万円	災害復旧・防 除事業	地上デジタル放送の難視聴区域において、整 備当時無線システム普及支援事業費等補助金 で整備された施設自身の暴風、豪雨、洪水、 地震、その他の自然災害による被害の復旧 工事又はそのまま放置すると災害に発展する 可能性の高い箇所について未然に被害を防止 する工事のうち、1 申請あたり1万円以上の もの
地区自治公民 館運営事業	地区自治公民 館		地区自治公民 館の活動に直 接必要な経費	均等割 1 地区自治公民館あたり 10万円以内
				地区自治 公民館加 入世帯割 1 世帯あたり100円以内 ただし算定基準日は、 毎年5月1日とする。
地区自治公民 館防犯・交通 安全推進事業	地区自治公民 館		地区自治公民 館の防犯・交 通安全活動に 必要な経費	均等割 1 地区自治公民館あたり 4万円以内
				地区自治 公民館別 人口割 1 人あたり30円以内 ただし算定基準日は、 毎年5月1日とする。 人口は住民基本台帳人口とする。

霧島市地区活性化事業補助金(一般型)について

(国分地区担当：市民活動推進課 共生協働推進グループ 内線 1521～1523)

(霧島地区担当：霧島地域振興課 地域振興グループ 57-1112)

「地区活性化事業補助金」は、自治意識のもと、互いに知恵を出し合い、創意工夫しながら、活力ある住みよいまちづくりに意欲的に取り組む地区自治公民館及び自治会を支援する制度です。

- 1 事業主体：地区自治公民館及び自治会（以下「地区自治公民館等」という。）
- 2 補助対象事業：地区自治公民館等の「年間行事計画」に掲げ、原則として、地域まちづくり計画に基づく事業のうち、地区自治公民館等が単独で主催し、会員の多数が参加するソフト事業及び地区自治公民館等が主体となって構成される団体が主催し、地域内の住民が多数参加するソフト事業（共同事業）。

(1) 地区の伝統行事の継承事業 例：鬼火焚き、棒踊りなど
(2) 地区住民の健康増進のための事業 例：各種スポーツ大会、ウォーキング大会、運動会、健康料理教室など
(3) 高齢者・障がい者支援のための事業 例：敬老会など
(4) 環境美化のための事業 <u>【対象外：道路アダプト、河川アダプト活動支援事業により実施されたもの、ふれあいボランティアの日の活動】</u> 例：美化作業（公共の場（市道周辺等）を含む美化作業とし、集会施設内又はその周辺のみ作業は補助対象外となります。） ロードミラーの清掃、空き缶拾い、花いっぱい運動など
(5) その他地区の活性化につながる事業 例：夏・秋祭り、十五夜、七夕、魚のつかみどり大会、歴史探訪 地域案内板の作成、防犯教室、防災教室など

➤ 対象とならない事業

- ・宗教的活動、選挙及び個人の利益につながる事業
- ・国、県又は市の他の制度による補助、助成又は委託を受けている事業

➤ 対象とならない支出項目

- ・会員（団員）に対する謝礼・賃金や寺社への謝礼及び祭事に関する物（お供え物も含む）
- ・交通費、借り上げ料（草刈り機・軽トラック借り上げ料も含む）・宿泊費等の旅費
- ・アルコール飲料の購入費（賞品として購入する場合は除く。）
- ・商品券、現金、ＱＵＯカード類（図書カード・商品交換券等は除く。）の購入費用
- ・備品購入費（単価が税込み１万円を超える物品）
- ・事業に直接必要でないもの（組織運営上必要なものや事業の主旨に合致しないもの）
- ・反省会など事業と直接関係のないものにかかる経費

3 市の助成措置等

➤ 地区自治公民館等が主体となって構成される団体の場合

共同事業を実施する一つの地区自治公民館等が代表して申請するものとします。

補助額は、補助対象経費の60%以内とし、1事業につき30万円を上限額とします。(千円未満端数切捨て)

➤ 地区自治公民館（単独）の場合

1事業にかかる補助対象経費3万円以上とし、1地区自治公民館あたりの補助金額の総額は年間20万円を限度とします。

(単位：円)

補助対象経費	基準額	補助金額
30,000 円未満	補助対象外	
30,000 ～ 49,999	49,000	29,000
50,000 ～ 75,999	75,000	45,000
76,000 ～ 100,999	100,000	60,000
101,000 ～ 125,999	125,000	75,000
126,000 ～ 150,999	150,000	90,000
151,000 ～ 175,999	175,000	105,000
176,000 ～ 200,999	200,000	120,000
201,000 ～ 225,999	225,000	135,000
226,000 ～ 250,999	250,000	150,000
251,000 ～ 275,999	275,000	165,000
276,000 ～ 300,999	300,000	180,000
301,000 円以上	334,000	200,000

➤ 自治会（単独）の場合

2の(1)から(5)の事業うち、それぞれ1事業ずつ3事業まで申請することができます。

また、同じ事業内容に含まれるものであれば(十五夜と七夕など)、一括して1つの事業として申請することができます。

1事業あたりの上限額は、均等割と加入世帯割の合算で算出します。(千円未満の端数切捨て)

(単位：世帯、円)

均等割	自治会の加入世帯割（上限額）								
	1～ 25	26～ 50	51～ 75	76～ 100	101～ 125	126～ 150	151～ 175	176～ 200	201 以上
5,000	5,000	10,000	13,000	15,000	18,000	20,000	23,000	25,000	30,000

➤ 経費別算出表

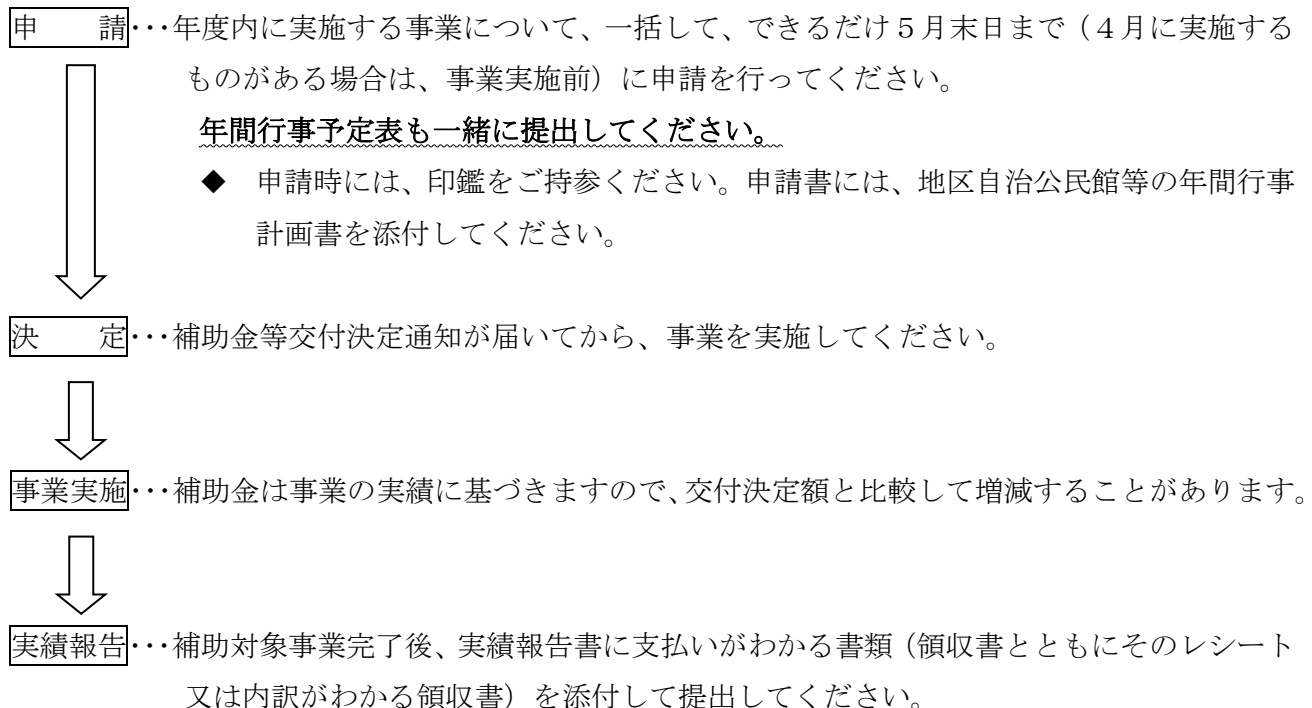
区 分	内 容	備考
参加賞費	200 円以内／人×対象者数	例:運動会等における競技参加賞
食糧費（食材含）	300 円以内／人×対象者数	準備会・反省会・懇親会等に係る経費及び飲食店での飲食に係る経費は対象外
賞品費	1,000 円以内／人×対象者数	例:グラウンドゴルフ大会 1 位～3 位までの賞品

例) 加入世帯数 50 世帯の自治会が 1 つの事業を申請した場合

均等割・・・5,000 円 加入世帯数割・・・10,000 円

合計額の 15,000 円が補助金の上限額となり、実績額に応じて補助することとなります。

4 事業実施の手続き



※ 事業実施の前に、必ず申請書を提出してください。

※ また、申請に関する書類への押印は、すべて同じ印鑑をご使用ください。

詳しい内容等については、担当課までご連絡ください。

霧島市地区活性化事業補助金(自治組織型)について

(国分地区担当：市民活動推進課 共生協働推進グループ 内線 1521)

(霧島地区担当：霧島地域振興課 地域振興グループ 57-1112)

地域の活性化の推進を図るため、地域の実情に応じた自治会の合併等に意欲的に取り組む地区自治公民館を支援する制度です。

1 事業主体：地区自治公民館

2 補助対象事業：地域まちづくり計画に基づく事業とし、次に掲げるものとする。

(1) 自治会合併等協議支援事業

(2) 自治会合併等支援事業

3 市の助成措置(補助金の額)

(1) 自治会合併等協議支援事業

合併等によって減少する見込みの自治会数に 10,000 円を乗じて得た額とする。

(2) 自治会合併等支援事業

合併等によって減少した自治会数に 50,000 円を乗じて得た額とする。

※ 同一の自治会の間での合併等について、各事業に対する補助金の交付は1回限りとします。

※ 必ず申請書を提出してください。

※ また、申請に関する書類への押印は、すべて同じ印鑑をご使用ください。

詳しい内容等については、担当課までご連絡ください。

地域まちづくり支援事業の概要

1 事業の目的

地域住民が主体となって、地域の特色を生かした独自の「テーマ」や「目標」を設定し、その実現に向けてお互いに知恵を出し合いながら、活力ある個性豊かな自立した地域づくりに意欲的に取り組む地域を支援します。

2 事業主体 ・ ・ 地区自治公民館

3 事業区分等

区分	内容	補助額
(1年目) 現状分析事業	・組織づくり（地域まちづくり委員会） ・活動スケジュールの決定 ・地域の現状を幅広い観点から調査・分析 ・地域点検マップの作成 ・課題の整理 等	100 千円（1 地区）
(2年目) 地域計画策定事業	地域の 10 年後を見据えた目標を設定し、「自助」「互助」「公助」の考え方のもと課題解決に向けた「地域まちづくり計画書」を作成する。 「自助」・・・住民で対応 「互助」・・・住民と行政が協力して対応 「公助」・・・行政で対応	100 千円（1 地区）
(3年目以降) 地域計画実現事業	●ソフト事業 「地域まちづくり計画書」に基づく、地域の特性を生かしたユニークな事業、伝統芸能等の保存、伝承、復活、創作のための事業、地域住民の健康増進のための事業、高齢者・障害者支援のための事業、防犯・防災のための事業、その他地区の活性化につながる事業の実施。ただし、事業の立ち上げに必要な初期投資に必要な経費及び既存事業の拡充、拡大に要する経費（3年間が限度）に限る。	補助率 補助金算出表に定める基準額の 60% 限度額 300 千円 （1 地区 1 事業）
	●ハード事業 「地域まちづくり計画書」に基づく、地域の特性を活かしたユニークな施設整備等に関する事業、その他地域の活性化につながる施設整備等に関する事業の実施。	補助率 75% 限度額 1,000 千円 （1 地区 1 事業）
(5年目) 地域計画見直し事業	地域の現状に即し、5年ごとに「地域まちづくり計画書」の見直しを行う。	50 千円（1 地区）
(毎年) 地域まちづくり事業 実施計画書作成	「地域まちづくり計画書」に基づき、地区の役員、地域まちづくり委員会メンバー等で、 <u>地域と行政の役割分担・緊急度</u> を検討した上で、地区の次年度の要望を含めた単年度の計画となる「地域まちづくり事業実施計画書」を作成する。（市の次年度予算作成の参考）	

※市民活動推進課共生協働グループ及び各地区地域振興課担当へご相談ください。

＜霧島市ごみ収集所設置費等補助金＞

補助対象工事等		補助対象要件	補助率	限度額
資源物収集所	新設・改修工事（可燃ごみ置場兼用を含む）	1 施設 3 万円以上	1/2	100,000 円
	水道設備の新設・改修工事			
	給排水設備の新設・改修工事			
	ごみ籠等既製品の購入			
可燃等ごみ収集所	新設・改修工事	1 施設 1 万円以上	1/2	50,000 円
	水道設備の新設・改修工事			
	給排水設備の新設・改修工事			
	ごみ籠等既製品の購入			
工事に必要な原材料費の購入		1 施設 1 万円以上	1/2	50,000 円

※同一箇所について、原則 5 年以内は再申請できません。

＜災害補償の対象となる市民活動の具体例＞

活動分野	主な活動
社会教育活動	レクリエーション活動（オリエンテーリング、歩こう会、キャンプ等）、文化・芸術活動（講演会、講座、音楽会、美術展等の開催）
社会福祉・奉仕活動	福祉施設等の支援活動（建物の修理、リハビリ訓練の手伝い、施設行事の手伝い、理容、慰問等）、高齢者・障がい者等の支援活動（生活介助、手話通訳、送迎等）、清掃活動（海岸、河川、公園、道路等の清掃）
青少年健全育成活動	子ども会活動、青少年の指導育成活動（スポーツ指導、あいさつ運動、読書会（読み聞かせ）、お年寄りとの交流会、街頭補導等）
地域社会活動	防火・防災活動、防犯パトロール活動、交通安全活動、子育てサロン、自治公民館・自治会活動（地域の清掃、資源ごみ回収、文書の回覧（配布）、運動会・祭り等）
その他	上記に類する活動

登録募集!!

霧島市道路アダプト団体

団体で道路の美化活動をすることで支援金が受けられます。

活動実績は令和6年度までに**87**団体！

◎霧島市道路アダプト制度の目的

道路の環境保全及びその機能の向上を図るための美化活動を行なう市民活動団体等と市が共に協力し支えあう共生・協働による快適で美しいまちづくりを推進することを目的としています。

※「アダプト」とは、養子縁組という意味であり、アダプト制度とは、一定の公共の場所を養子に見立てて、市民の方々がわが子のように愛情を持って面倒をみます。具体的には清掃・美化を行い、これを行政が支援するものです。

◎対象となる団体

企業等の法人又は地区自治公民館、自治会、老人クラブ、PTAその他活動の継続性が保たれる市民活動団体が対象となります。

◎対象となる道路 令和7年度

○国道又は県道は、市と協議がなされた道路

○市道は市が別に定めた道路（主要幹線道路）

※対象となる道路は、地域からの要望を踏まえて検討してまいります。

※市道とは林道、農道、里道は含みません。

◎美化活動等の内容

美化活動等を行なう延長が400メートル以上ある区間で、次に掲げる全ての活動が必須となります。

(1) 道路の草払い（2回以上/年） ※草払い幅両側1mで延長1mとして計測します。

(2) 道路の清掃（ポイ捨てごみ等の収集及び処分）（2回以上/年）

(3) 道路の破損等の情報提供

◎支援金交付内容

活動の実績により下記支援金を交付いたします。

但し、1登録団体等につき年間5万円を限度とします。

美化活動等が必要な区間の延長	交 付 額
400m以上750m未満	30,000円
750m以上1,500メートル未満	40,000円
1,500m以上	50,000円

◎活動における災害補償制度

美化活動等を実施している際に発生した事故については、全国市長会市民総合賠償補償保険と市民活動総合補償保険を適用します。

万一事故が発生した場合は、速やかに下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

※事故の内容によっては、補償対象とならない場合もあります。

霧島市道路アダプト制度の支援金を受けるには、美化活動前までに市に登録が必要です。詳しくは、建設部建設施設管理課までお問い合わせください。（代表 0995-45-5111）

河川景観保全アダプト(里親) 団体募集中！！

Q1 アダプトとは？

アダプトとは、「養子縁組をする＝里親」という意味です。市内を流れる河川の景観を保全するため、市民ボランティア団体等が養子のように愛情をもって面倒を見る(清掃や美化)という継続的な美化活動を進める制度です。

Q2 対象となる場所と美化活動の範囲は？

霧島市が管理する河川または、国・県が管理する河川が対象で、河川堤防等の法面の美化推進のために草払い等が必要な面積が600㎡以上ある区域です。

Q3 活動内容は？

- ①河川堤防等の草払い(年2回以上)
- ②河川堤防等のゴミ捨て等ごみ等の収集・処分(年2回以上)
- ③河川堤防等の不法投棄ごみや堤防の破損等の情報提供

Q4 河川アダプト制度に参加するためには？

企業等の法人や地区自治公民館、自治会、PTA等、活動の継続性が保たれる市民活動団体であれば、参加可能です。

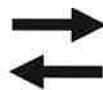
なお、参加の際は登録が必要ですので、霧島市環境衛生課までお申し込み下さい。



河川アダプトの登録について

団体

・河川アダプト登録申込書



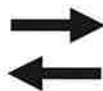
霧島市

・河川アダプト登録通知書

登録団体の活動と市の支援について

登録団体の活動

- ①河川堤防等の草払い(年2回以上)
- ②河川堤防等のゴミ捨て等ごみ等の収集・処分(年2回以上)
- ③河川堤防等の不法投棄ごみや堤防の破損等の情報提供



霧島市の支援

- ①河川アダプト活動支援金の交付
- ②活動時における事故等について保険の適用
- ③登録団体名を記した表示看板の設置
- ④刈った草の運搬・処分(軽微な場合を除く)
- ⑤その他、市長が必要と認めた支援

河川アダプト活動支援金交付額について

交付額	河川堤防等の活動が必要な面積
30,000円	600㎡以上 ～ 1,200㎡未満
40,000円	1,200㎡以上 ～ 2,400㎡未満
50,000円	2,400㎡以上～



お問い合わせ先：霧島市 環境衛生課 TEL:0995-64-0950(直通)

危険な空き家

になる前に、こんなことはできませんか？

まずは空き家を観察してください。

- 屋根・外壁・窓などの破損を確認した時は、速やかに修繕を行ってください。
適切な修繕を行うことで一定程度、老朽化の進行が抑えられます。
- 定期的に立ち木の伐採や雑草の除草を行ってください。
- 土地や建物の相続が発生した時は、速やかに登記の手続きを行いましょう。

皆様の大切な財産です。適切に管理されていないと周りに迷惑や危険を及ぼすことになります。また、放置するほど費用が掛かってしまいます。

定期的な管理を心がけてください。



(写真はイメージです。)

空き家に関する各種相談先等は以下をご参照ください。

現状のままにしておきたいとお思いの方

適切な維持管理をお願いします。

建設部建築指導課 建築指導グループ

TEL:0995-64-0954



なお、遠方にお住まい等、ご自身での維持管理が難しい場合は、(公社)霧島市シルバー人材センターに依頼することができます。(有料)



(公社)霧島市シルバー人材センター

TEL:0995-42-8585

相続や登記、境界等についてお困りの方

建物の権利関係や相続、登記、境界等に関し、無料の相談会も実施しております。



鹿児島県司法書士会

TEL:099-256-0335



境界問題相談センターかごしま

TEL:099-203-0160

空き家を修繕、解体したいとお思いの方

リフォーム、解体工事を行う業者の紹介も行っています。

なお、霧島市では一定の条件を満たす空き家の解体を行う場合、補助制度があります。

(一社)鹿児島県建築協会

TEL:099-224-5220



(一社)鹿児島県解体工事業協会
(解体のみ)

TEL:099-251-1033



(株)クラッソーネ (解体のみ)

霧島市版解体費用シュミレータ



老朽危険空き家等解体撤去工事補助金
建設部建築指導課建築指導グループ

TEL:0995-64-0954

貸してもよい、売ってもよいとお思いの方

不動産の賃貸、売買に関し、無料の相談会も実施しております。

また、業者の紹介も行っています。



(公社)鹿児島県宅地建物取引業協会

TEL:099-252-7111

(公社)全日本不動産協会

鹿児島県本部

TEL:099-813-0511



霧島市では、「空き家バンク」及び「空き店舗等ストックバンク」を開設しています。これは、売却・賃貸を希望する人の空き家等に係る不動産情報を登録申し込みしていただき、現地調査のうえで市役所のホームページなどで広く公開し、購入・賃貸を希望する人に情報を提供しています。

《空き家バンク(住宅を対象)》

霧島市 企画部地域政策課
地域活性化グループ

TEL:0995-64-0952



《空き店舗等ストックバンク》

霧島市 商工観光部商工振興課
商工観光政策グループ

TEL:0995-64-0912

霧島市の空き家対策及びこのチラシについて
の問い合わせ先

霧島市役所 建設部 建築指導課



電話 0995-64-0954

地域で、グループ・団体で申し込みませんか

令和7年度

出前講座



市職員等を派遣します

●出前講座とは？

市民の皆様が主催する催しに市職員を派遣して、参加者の方々に、市政に対する理解を深めていただくものです。

●利用できる方は？

市内に、在住または通勤通学されている方で、10人以上のグループ・団体です。

●講師料は？

無料ですが、講座に必要な材料などを用意していただく場合があります。

●講座の内容は？

裏面の「霧島市出前講座メニュー一覧」をご覧ください。

●会場の手配等は？

催しの周知なども含め、講座の主催者側で手配をお願いします。

●開催日時と場所は？

12月28日から翌年1月4日までを除く、午前9時から午後9時の間の2時間以内とし、開催場所は市内に限ります。

●申し込みは？

受講を希望する講座の担当課と事前に調整を行ってから、講座を開催する日の30日前までに、所定の用紙を、各講座の担当課へご提出ください。

なお、講座内容を掲載した「霧島市出前講座メニュー一覧」及び申込用紙は、国分シビックセンター総合案内、市長公室秘書広報課、隼人市民サービスセンター、各総合支所地域振興課などに備え付けています。霧島市ホームページからダウンロードすることもできます。

※ 出前講座は、市政に対する要望・苦情を行う場ではありません。

【お問い合わせ】霧島市秘書広報課 電話番号：0995-45-5111（内線1213）

令和7年度 霧島市出前講座メニュー一覧（代表電話 0995-45-5111）

No.	講座名	担当課名	内線 番号	No.	講座名	担当課名	内線 番号
1	議会の仕組み講座	議事調査課	3207	29	国民年金講座	保険年金課	1861
2	防災講座	安心安全課	1156	30	国民健康保険講座	保険年金課	1871
3	交通安全教室	安心安全課	1162	31	後期高齢者医療講座	保険年金課	1881
4	ちょっとした工夫で変わる広報(情報)誌の 作り方	秘書広報課	1611	32	食育講座	健康増進課	2172
5	使ってみよう！マイナンバーカード	DX 推進課	1563	33	鹿児島県の郷土料理講座	健康増進課	2172
6	市税講座	税務課 収納課	1371 1381 1411	34	健康講座	すこやか保健セン ター	5184
7	霧島市総合計画	企画政策課	1511	35	多面的機能支払交付金事業講座	耕地課	2411
8	みんなで乗ろう！コミュニティバス	地域政策課	1545	36	消費者トラブル対処法講座	商工振興課	2517
9	おじゃんせ霧島！移住定住おすすめ講座	地域政策課	1543	37	学生のための消費者トラブル対処法講座	商工振興課	2517
10	空家等対策講座	地域政策課 建築指導課	1544 2844	38	消費生活サポーター講座	商工振興課	2517
11	統計講座	情報政策課	1581	39	霧島の魅力(食や観光)を丸ごと味わう	観光 PR 課	2671 2612
12	地域活動支援講座	市民活動推進課	1522	40	ジオパーク講座	ジオパーク推進課	2142
13	薩摩義士の講座	市民活動推進課	1533	41	安心・安全な住まいづくり講座	建築指導課	2842
14	国際交流講座	市民活動推進課	1531	42	都市計画講座	都市計画課	2871 2881
15	異文化体験講座 国際交流員と話そう！遊ぼう！	市民活動推進課	1531	43	土地区画整理事業講座	区画整理課	2911 2915
16	生活排水対策講座	環境衛生課	1761	44	水道早わかり講座	上下水道総務課 水道工務課	5214 5251 5255
17	ストップ！地球温暖化講座	地域政策課	1546	45	下水道講座	下水道工務課	5261 5265
18	生物多様性推進講座	環境衛生課	1762	46	応急手当講座(AED 等)	消防局警防課	4511
19	ごみの分別収集・リサイクル講座	環境衛生課	1771	47	防火講座	消防局予防課	4513
20	男女共同参画入門講座	市民課	1741	48	なくそう、いじめ講座	学校教育課	3721
21	ストップ！セクハラ講座	市民課	1741	49	小中学生の心の発達講座	学校教育課	3721
22	更生保護講座	保健福祉政策課	2022	50	人権ってなに？講座	社会教育課	3814
23	認知症講座 (認知症サポーター養成講座)	長寿介護課	2129	51	KYT 講座(学校・子ども会向け)	社会教育課	3814
24	高齢者福祉サービスについて	長寿介護課	2129	52	家庭教育講座	社会教育課	3814
25	成年後見制度講座	長寿介護課 障害福祉課	2129 2121	53	歴史・文化財講座	社会教育課	3831
26	介護保険講座	長寿介護課	2134	54	情報モラル講座	メディアセンター	3071
27	障害福祉講座	障害福祉課	2125	55	移動映画会 (シネマ・デリバリー)	メディアセンター	3071
28	見過ごさないぞ！DV・虐待講座	こども・くらし相談 センター	2051 2052	56	選挙出前授業 (小学校・中学校・高校)	選挙管理委員会 事務局	3853

主要行事予定表								
月	日	曜	時間帯	行事名	場 所	主 催	対象者	担当課
4	3	木	13:30～15:30	国分・隼人地区自治公民館長・自治会長会	国分ハウジングホール(霧島市民会館)	市	国分・隼人地区自治公民館長・自治会長	市民活動推進課 隼人地域振興課
	9	水	9:30～10:30	霧島地区自治公民館長・自治会長会	霧島公民館	市	霧島地区自治公民館長・自治会長	霧島総合支所地域振興課
	9	水	13:30～15:30	福山地区自治公民館長・自治会長会	福山活性化センター	市	福山地区自治公民館長・自治会長	福山総合支所地域振興課
	10	木	9:30～11:30	牧園地区自治公民館長・自治会長会	牧園農村活性化センター	市	牧園地区自治公民館長・自治会長	牧園総合支所地域振興課
	10	木	13:00～15:00	横川地区自治公民館長・自治会長会	横川公民館	市	横川地区自治公民館長・自治会長	横川総合支所地域振興課
	10	木	15:30～17:30	溝辺地区自治公民館長・自治会長会	溝辺総合支所第1～3会議室	市	溝辺地区自治公民館長・自治会長	溝辺総合支所地域振興課
	18	金	14:00～15:00	国分地区防犯組合連絡協議会総会	霧島市役所	同防犯組合連絡協議会	国分地区自治公民館長	安心安全課
	20	日	11:00～16:00	国分基地特攻隊員戦没者慰霊祭及び慰霊の集い	特攻碑公園(国分) 上床公園(溝辺)	国分・溝辺特攻慰霊碑保存委員会	遺族及び招待者	総務課 溝辺総合支所地域振興課
	下旬			霧島市いきいきチケット交付	市内各地の指定場所	市	70歳以上の方、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	長寿介護課
5	9	金	10:00～	隼人シニア大学開講式	隼人農村環境改善センター	市教委	シニア大学生	社会教育課
	10	火	9:00～	霧島神宮斎田御田植祭	霧島神宮	霧島神宮	一般市民	観光PR課
	18	日		溝辺地区一斉美化活動の日(基準日:第3日曜日)	溝辺地区内	環境保全協会溝辺支部	溝辺地区民	環境保全協会溝辺支部(溝辺総合支所市民生活課)
	20	火	9:30～	霧島市舞鶴大学・大学院入学式	国分ハウジングホール(霧島市民会館)	市教委	舞鶴大学生・大学院生	社会教育課
	未定			霧島市防犯組合連合会総会	未定	市防犯組合連合会	各地区自治公民館長	安心安全課
6	1	日	10:00～	鹿児島神宮御田植祭 ※旧暦5月5日を過ぎた次の日曜日	鹿児島神宮	鹿児島神宮	一般市民	観光PR課
	8	日	13:00～17:00	文化協会国分支部チャリティーショー	国分ハウジングホール(霧島市民会館)	市文化協会国分支部	一般市民	スポーツ・文化振興課
	14	土	9:30～12:00	ニューライフカレッジ霧島・開講式	未定	市教委・志学館大学・鹿児島高専	一般市民	社会教育課
	15	日	8:00～12:00	隼人地区スポーツフェスタ(室内ベタंक大会)	隼人体育館	隼人地区スポーツフェスタ実行委員会	隼人地区民	スポーツ・文化振興課
	29	日	8:30～	福山地区スポーツ祭(ミニバレーボール大会)	福山体育館	同実行委員会	福山地区民	福山総合支所地域振興課
	下旬		未定	錦江湾クリーンアップ作戦	国分下井海岸	市、霧島市観光協会	一般市民	環境衛生課
	未定			霧島市防犯組合連合会総会	未定	市防犯組合連合会	各地区自治公民館長	安心安全課
7	5	土	9:00～14:00	国分地区各種女団連スポーツ交流大会	福山黒酢杣志田パーク(国分運動公園)	国分地区各種女性団体連絡協議会	各種女性団体	社会教育課
	6	日	11:00～13:00	霧島国際音楽祭友の会 第4回まちなかコンサート	きりしま国分山形屋	霧島国際音楽祭友の会	一般市民	スポーツ・文化振興課
	19～20	土～日	16:00～21:00	第61回 霧島国分夏まつり	国分シビックセンター周辺	同実行委員会	一般市民	商工振興課
	13	日	終日	国分地区ミニバレーボール大会	杣志田体育館(国分体育館)	国分地区スポーツ祭運営委員会	国分地区民	スポーツ・文化振興課
	中旬		未定	錦江湾クリーンアップ作戦	小浜海岸	市	一般市民	環境衛生課
	中旬		未定	錦江湾クリーンアップ作戦	福山港周辺海岸	市、福山町漁業協同組合	一般市民	環境衛生課
	下旬			グリーンエアポートフェスタ2025	上床公園	霧島市商工会溝辺支部	一般市民	
	18～8/3	金～日		第46回霧島国際音楽祭	みやまコンセル 他	公益財団法人ジェスク音楽文化振興会	一般市民	スポーツ・文化振興課
	23～8/3	水～土	8:15～17:00	第21回記念きりしま美術大賞展(作品展示)	市民ギャラリー 他	きりしま美術大賞展実行委員会	一般市民	スポーツ・文化振興課
	28	月	16:00～	鹿児島神宮六月灯	鹿児島神宮	鹿児島神宮	一般市民	観光PR課
8	2	土		よこがわ夏まつり	大隅横川駅前	同実行委員会	一般市民	霧島市商工会横川支所
	5	火	17:00～	霧島神宮献燈祭(六月灯)	霧島神宮	霧島神宮	一般市民	観光PR課
	9	土	18:00～22:00	ふくふくランド夏祭り	まきのほら運動公園まきばドーム周辺	同実行委員会	一般市民	
	16	土	10:00～13:00	はんぎり出し	広瀬潮遊地(国分)	国分広瀬魚獲り組合	一般市民	観光PR課

主要行事予定表								
月	日	曜	時間帯	行事名	場 所	主 催	対象者	担当課
	17	日	終日	霧島市地区自治公民館対抗バレーボール大会	杓志田体育館 (国分体育館)	市バレーボール協会	一般市民	スポーツ・文化振興課
	17	日	8:30～	福山地区スポーツ祭(ゲートボール大会)	まきのほら運動公園まきばドーム	同実行委員会	福山地区民	福山総合支所地域振興課
	17	日	未定	天孫降臨霧島祭	国分ハウジングホール (霧島市民会館)	同実行委員会	一般市民	観光PR課
	上旬			令和7年度霧島市地域防災推進員養成講座 (高校生以下)	国分ハウジングシビックホール他	市	高校生以下	安心安全課
	中旬			横川地区スポーツ祭「よっがわスポーツ祭」	横川体育館	横川地区スポーツ祭実行委員会	横川地区民	横川総合支所地域振興課
	下旬		未定	牧園図書室おはなし会「もみじの手」	牧園総合支所	市	一般市民	牧園総合支所地域振興課
	31	日	終日	国分自治地区公民館対抗ソフトボール大会	春山緑地公園	国分地区スポーツ祭運営委員会	国分地区民	スポーツ・文化振興課
9	6	土	午前	牧園スポーツ「グラウンドゴルフ大会」	ユピテルグラウンド霧島 (牧園みやまの森運動場)	牧園スポーツ大会実行委員会	牧園地区民	牧園総合支所地域振興課
	7	日	終日	ふれあいボランティアの日	市内一円	道義高揚・豊かな心推進協議会	一般市民	市民活動推進課
	中旬～下旬			長寿祝金支給	市内各地の指定場所	市	88, 95, 100歳	長寿介護課
	26	金	18:30～21:00	健康づくりはだしのナイター運動会	隼人運動場(隼人体育館)	隼人町各種女性団体連絡協議会	各種女性団体	社会教育課
	27	土	19:00～21:15	牧園スポーツ「ミニバレーボール大会」	ユピテルアリーナ霧島 (牧園アリーナ)	牧園スポーツ大会実行委員会	牧園地区民	牧園総合支所地域振興課
	下旬			竹子ふるさとウォーク	竹子地区	同実行委員会	一般市民	
	未定			きりしま文化祭	霧島地区	市文化協会霧島支部	一般市民	霧島総合支所地域振興課
10	11	土	18:30～21:00	牧園スポーツ「ミニ運動会」	ユピテルアリーナ霧島 (牧園アリーナ)	牧園スポーツ大会実行委員会	牧園地区民	牧園総合支所地域振興課
	13	月	9:00～15:00	きりしまスポーツまつり2025	福山黒酢杓志田パーク (国分運動公園)他	市スポーツ協会	一般市民	スポーツ・文化振興課
	18～19	土～日	9:00～16:00	きりしま隼人浜下り	鹿児島神宮～浜之市	同実行委員会	一般市民	観光PR課
	19	日	13:30～15:40	霧島市じんけんフェスタ	国分ハウジングホール (霧島市民会館)	市	一般市民	市民課
	19	日	8:30～	福山地区スポーツ祭(パークゴルフ大会)	まきのほら運動公園パークゴルフ場	同実行委員会	福山地区民	福山総合支所地域振興課
	25	土	10:00～12:00	教育フェスタ	隼人農村環境改善センター	市教委	一般市民	社会教育課
	26	日	9:00～15:00	文化協会隼人支部文化祭	隼人農村環境改善センター	市文化協会隼人支部	一般市民	スポーツ・文化振興課
	24日または30日	金	10:00～	霧島市戦没者追悼式	隼人農村環境改善センター	市	一般市民	保健福祉政策課
	下旬			横川地区スポーツ祭グラウンドゴルフ祭	横川グラウンド	横川地区スポーツ祭実行委員会	横川地区民	横川総合支所地域振興課
	未定		8:00～	溝辺地区自治公民館対抗球技大会	上床公園	溝辺地区スポーツ祭実行委員会	溝辺地区民	溝辺総合支所地域振興課
	未定			空の日フェスティバル	鹿児島空港	同実行委員会	一般市民	地域政策課
	未定			霧島文化祭	霧島公民館	市文化協会霧島支部	一般市民	霧島総合支所地域振興課
	未定							
11	3	月	10:00～16:00	文化協会国分支部文化祭	国分ハウジングホール (霧島市民会館)	市文化協会国分支部	一般市民	スポーツ・文化振興課
	5	水	11:00～	令和7年度市全体で取り組む地震訓練 (霧島市シェイクアウト訓練) ※基準日	場所を問わず	市	一般市民	安心安全課
	10	月	17:00～	天孫降臨御神火祭	高千穂河原古宮址	霧島神宮	一般市民	観光PR課
	9	日	8:00～12:00	隼人地区スポーツフェスタ(ウォーキング・スローピッチソフトボール)	天降川河川公園・隼人運動場	隼人地区スポーツフェスタ実行委員会	隼人地区民	スポーツ・文化振興課
	9	日	午後	文化協会福山支部文化祭	福山活性化センター	市文化協会福山支部	一般市民	福山総合支所地域振興課
	第3	土	9:30～正午	消防フェスタinきりしま	消防局	市	一般市民	消防局予防課
	16	日	11:30～15:30	文化協会牧園支部文化祭	みやまコンセル	文化協会牧園支部	一般市民	牧園総合支所地域振興課

主要行事予定表

月	日	曜	時間帯	行事名	場 所	主 催	対象者	担当課
	18	火	10:00～	霧島市牧園ふるさと大会	牧園農村活性化センター	牧園町各種女性団体連絡協議会	牧園地区民	牧園総合支所地域振興課
	中旬～下旬		未定	第24回森で過ごす癒しの休日in霧島	牧園	市・市森林セラピー推進協議会	一般市民	観光PR課
	21	金	10:00～12:00	霧島市合同金婚式	国分ハウジングホール(霧島市民会館)	霧島市社会福祉協議会	昭和50年1月1日から12月31日までに結婚した市内在住の夫婦	長寿介護課
	21	金	午前	牧園スポーツ「ゴルフ大会」	霧島ゴルフクラブ	牧園スポーツ大会実行委員会	牧園地区民	牧園総合支所地域振興課
	23	日	8:15～12:00	隼人地区自公連グラウンドゴルフ大会	隼人運動場	隼人地区自治公民館連絡協議会	隼人地区民	隼人地域振興課
	30	日	8:30～	福山地区スポーツ祭(グラウンドゴルフ大会)	まきのほら運動公園多目的広場	同実行委員会	福山地区民	福山総合支所地域振興課
	30～12/6	日～土	9:00～16:00	霧島市芸術祭(展示)	市民ギャラリー 他	市文化協会	一般市民	スポーツ・文化振興課
	下旬	木	10:00～12:00	一人だけの金婚式・合同祝賀会	天降川地区共同利用施設	隼人町地域女性団体連絡協議会	隼人地区対象者	社会教育課
	未定(2日間)		各9:00～16:00	令和7年度霧島市地域防災推進員養成講座(成人)	国分ハウジングシビックホール他	市	応募者(定員50名)	安心安全課
	未定			霧島市みぞべ秋祭り	上床公園	同実行委員会	一般市民	溝辺総合支所地域振興課
	未定			文化協会溝辺支部文化祭	溝辺公民館(みそめ館)	市文化協会溝辺支部	一般市民	溝辺総合支所地域振興課
	未定			霧島ふるさと祭2025	お祭り広場	同実行委員会	一般市民	商工振興課
	未定			文化協会横川支部文化祭	未定	市文化協会横川支部	一般市民	横川総合支所地域振興課
	12月21日	日		溝辺地区一斉美化活動の日(基準日:第3日曜日)	溝辺地区内	環境保全協会溝辺支部	溝辺地区民	環境保全協会溝辺支部(溝辺総合支所市民生活課)
1	3	土	午前	霧島市二十歳の祝典(溝辺・横川・牧園)	各地域施設	市・市教委	20歳の市民等	社会教育課
	5	月	午前	霧島市二十歳の祝典(隼人・霧島・福山)	各地域施設	市・市教委	20歳の市民等	社会教育課
	5	月	午後	霧島市二十歳の祝典(国分)	各地域施設	市・市教委	20歳の市民等	社会教育課
	10	土	午前	霧島市消防出初式	お祭り広場 国分ハウジングホール(霧島市民会館)	市	消防職団員等	消防局総務課
	16	金	午後	市民と自衛隊のつどい公開リハーサル	国分ハウジングホール(霧島市民会館)	同実行委員会	一般市民	総務課
	17	土	午後	市民と自衛隊のつどい	国分ハウジングホール(霧島市民会館)	同実行委員会	一般市民	総務課
	中旬			横川スポーツ祭「新春おみくじ宝くじウォーキング祭」	横川地区内	横川地区スポーツ祭実行委員会	横川地区民	横川総合支所地域振興課
	24	土	13:00～15:30	部落解放第19回霧島市研究集会	国分ハウジングシビックホール	同実行委員会	一般市民	市民課 隼人人権啓発センター
	25	日	10:00～11:30	かごしま女子駅伝(県地区対抗女子駅伝競走大会)	隼人運動場～国分下井	南日本放送、県、県教委	役員・選手	スポーツ・文化振興課
2	1	日	9:30～15:00	第19回霧島市健康福祉まつり	国分シビックセンター	市、同実行委員会	一般市民	保健福祉政策課
	1	日	午前	道義高揚・豊かな心推進大会	霧島市社会福祉センター	道義高揚・豊かな心推進協議会	一般市民	市民活動推進課
	6	金	10:00～	隼人シニア大学閉講式	隼人農村環境改善センター	市教委	シニア大学生	社会教育課
	14	土	9:30～12:00	ニューライフカレッジ霧島・閉講式	未定	市教委・志学館大学・鹿児島高専	一般市民	社会教育課
	22	日	13:00～16:30	霧島市芸術祭(舞台)	隼人農村環境改善センター	市文化協会	一般市民	スポーツ・文化振興課
	14～18	土～水	終日	県下一周市郡対抗駅伝競走大会	県内一円	南日本新聞社、県陸協ほか	役員・選手	スポーツ・文化振興課
	20	金	9:30～	霧島市舞鶴大学・大学院修了式	国分ハウジングシビックホール	市教委	舞鶴大学生・大学院生	社会教育課
	2月下旬～3月上旬			第25回山ヶ野ウォーキング大会黄金の郷史跡めぐり	横川町安良・山ヶ野地域	山ヶ野金山文化財保護活用実行委員会	一般市民	横川総合支所地域振興課
	下旬			まなびフェスタ	市民ギャラリー、1・2共通ロビー	市教委	定期講座受講生 一般市民	社会教育課
	未定			横川町職場職域対抗駅伝競走大会	横川総合支所周辺	横川町陸上競技連盟	一般市民	横川総合支所地域振興課

主要行事予定表

月	日	曜	時間帯	行事名	場 所	主 催	対象者	担当課
3	8	日	9:30～ 16:00	初午祭 ※旧暦1月18日を過ぎた次の日曜日	鹿兒島神宮	同実行委員会	一般市民	観光PR課
	中旬			春の健康づくりウォーキング大会	溝辺総合支所～県民の森	溝辺地区スポーツ祭実行委員会	一般市民	溝辺総合支所地域振興課
	29	日	8:30～ 15:00	三縄前玉神社大祭	前玉神社	三縄大字		
	未定			第30回龍馬ハネムーンウォークin霧島	牧園、霧島、隼人地区	同実行委員会	一般市民	観光PR課

霧 島 市 民 憲 章

朝な夕なに

霧に浮かびて神々しく聳える霧島山
波静かな錦江湾に映える桜島山

この麗しき大自然に抱かれて
豊穡な大地にはるかなる縄文の昔より
汗して生業を築いてきた私たちの祖先

悠久の歴史を刻んで今ここに
七色のまちが一つとなる
限りなき可能性と魅力を秘めた
神話のふるさと霧島市

私たちは
母なる地球の生命体の一員として
共生と循環の心豊かな社会をめざし
新たな歩を共に始める

き

霧島の 悠久のとき 育みて
伝統・文化を未来へつなぐ

り

凛とした 霧島人の 友好は
世界に広がる 交流の和

し

しなやかな 心と絆 ふれあいで
笑顔・安心 ふるさと創り

ま

守り抜く 豊かな自然 共生の
永遠に誇れる 美しき里

し

信じあう 調和と共助で 約束す
輝く明日を 霧島の地に